

第三十一次国会 農林水産委員会 議院 議事録 第二十三号

(三三八)

昭和三十四年三月十三日(金曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 松浦周太郎君

理事大野 市郎君 理事赤路 友藏君

理事石田 有全君

安倍晋太郎君 秋山 利恭君

五十嵐吉蔵君 今井 耕君

倉成 正君 田口長治郎君

高石幸三郎君 網島 正興君

永田 亮一君 永山 忠則君

濱地 文平君 八木 徹雄君

保岡 武久君 足鹿 覺君

小澤 貞孝君 角屋堅次郎君

神田 大作君 久保田 豊君

實川 清之君 西村 関一君

松浦 定義君

出席國務大臣

農林 大臣 三浦 一雄君

出席政府委員

法制局参事官 亀岡 康夫君

(第一部長) 農林政務次官 石坂 繁君

農林事務官 須賀 賢二君

(農林經濟局長) 農林事務官 伊東 正義君

(農地局長) 委員外の出席者

大蔵事務官 金子 一平君

(国税庁直税部 長) 参考人

安田 誠三君

(農業共済基金 専務理事) 専門 員

岩隈 博君

三月十三日

委員三和精一君及び神田大作君辞任

第一類第八号

農林水産委員会議録第二十三号

昭和三十四年三月十三日

につき、その補欠として永山忠則君及び小澤貞孝君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員永山忠則君及び小澤貞孝君辞任につき、その補欠として三和精一君及び神田大作君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

参考人の出頭要求に関する件

農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法案(内閣提出第一七九号)

農林水産業の振興に関する件(農業法人問題)

○松浦委員長 これより会議を開きます。

参考人出頭要求の件についてお諮りいたします。

本日午後調査予定の農地買収問題について意見を聴取するため、日本住宅公団總裁加納久朗君に参考人として出頭を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松浦委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○松浦委員長 農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法案を議題とし、審査を進めます。

なお、本案につきましては、農業共済基金事務理事安田誠三君に参考人として出席を願っておりますので、参考人よりの意見聴取は質疑において行いたいと存じます。

質疑の通告がありますので、これを許します。足鹿覺君。

○須賀政府委員 ちよつと……。

昨日御質疑のありました事項につきまして、調査をいたしまして答弁することになっております分につきましてお答えを申し上げます。

運営委員会についての御質問でございますが、運営委員会は、法律二十九条の規定に基づきまして、業務運営に関する重要な事項について理事長の諮問に應ずる組織になっておるわけでございます。構成員は、会員代表といたしまして八人、学識経験者が五人加わります。合せて十三名をもって構成いたしております。開催の回数、三十二年の六月に第一回を開催いたしました。その後第五回まで五回開催をいたしております。主としてこの運営委員会において審議をいたしました問題は、会員の出資の延期、これは、總會できめております出資期限に災害その他の事情で完納ができません組合につきましてこの出資延期を認めるような場合、この運営委員会に諮っておるのでございます。それから、業務方法書の変更、予算の収支計画、事業計画、定款の変更、融資回収方法等、四半期ごとの資金計画、大体こう

いったものを運営委員会において審議いたしております。

○足鹿委員 政府への質問は、参考人の意見を聴取した後、あるいはそれとの関連において行うことといたしまして、基金の事務の安田さんにおいてになつておりますので、この際御意見を伺いたいと思つたのです。

今回の立法措置によりまして、共済基金の資本金の払い込みが終るわけですが、ところが、昨日も政府に質問をいたしましたように、最近の農業情勢と申ししますか、一般的に見まして著しく情勢が変化をしております。本基金の親立法ともいふべき農業法自体に對しまして、その制度の不備あるいは運用上の欠陥というふうなものがだんだん顕著になってきてまして、掛金の徴収もうまくいかない、従つて、制度そのものの運営が困難になり、解散の議が各所に続出しておるような実情にあることは御存じの通りであります。昨年一月法改正が行われまして、市町村移譲の道が開けることを中心として各種の改正が行われましたが、これもまた中途半端で、その効果も十分上つておらない。これらのものの累積の結果、農業災害補償制度は再建が崩壊かというきわめて重大な段階に直面しておると考えられるのであります。従つて、この際、この災害補償法との関連においてその運営を円滑にし業務の健全な発達に資するためにこの共済基金制度が実施されておるのであります。

そこで、農業共済基金が昭和二十七年に発足以来足かけ七カ年間の運用に当られた当面の責任者である基金の安田事務の、運営に対する反省と申しますか、自己批判と申しますか、そういう立場において、どういふところに基金運用の問題があるか、それに対してはどういふふう具体的に処理すべきか、特にこの性格の問題、業務内容の問題、農業法との関連の問題等について、この際御意見をお聞かせたいと思つておられます。

○安田参考人 ただいまお尋ねのございました点について、私の考えておりますところを申し上げます。

昭和二十七年にこの基金法ができました以来、われわれ理事者として、今日まで運営して参りました問題の中で、特に氣を使つたといひますか、心を配つてやつて参りました問題は、この基金法ができました当時の経緯についてはすでに御承知の通りかなり農民からの出資がむずかしいという問題もございました。出資に對してどういふ基金の運用をやるかということについてもいろいろ問題になりましたが、その中で、特にその会員の基金を利用する仕方、そういうものと関連して、こ

の制度としての共済基金がなるべく全四十六の会員に対して公平な運用をしていかなければならぬじゃないかという点に主力を注いで参ったわけだ。

その中の一つの問題といたしまして、これはこの法案の審議のときに問題になりましたように、共済基金に対する出資に対して配当をつけてくれという御意見が相当論議されたのであります。非常に困難な中で農民の方から出資をいただくということについてはこれは当然な御意見だということでは、基金のいろいろな資金コストといいますが、こういうものを算定し、基金の会員に対する貸付利率をどうするかという問題にも関連しまして、われわれとしては、当分の間は基金としては会員の出資に対してできるだけ要望に沿って配当に相当するようものを何らか考えていかなければならぬじゃないかというので、毎年のわれわれの共済基金の年度末決算におきましては、会員の出資に対して当時普通に通に考えられました六分の配当に相当する分を積み立てて参ったのでございます。これは基金の資金を集めていただく立場におられる方々としては非常に関心をお持ちになつておられる点でございます。われわれとしては、もっぱら会員出資に対する配当に相当するといいますが、利用するあるいは利用しない会員に対してある程度調整するといふ考え方をもちまして、毎年度末剰余金から六分の積立金をして参つたのであります。それが実はわれわれとしましては過去六年間におきまして基金の運営上一番問題として参つた点でございます。従つて、そういった点から見まして、この積立金ができ

て参りますと、会員の中から、出資拠出金といひますか農民の積み立てる拠出金に対して何らか配当をくれという御意見も出て参りました。しかし、それについては、現在御承知のように農民の出資についてだけ配当することは必ずかしこいという別途の法律がございまして、今日までその配当をせずに積み立てて参つたのでござい

ます。そういう問題と関連しまして一番会員の方から御希望がありましたのは、基金に対して、いろいろな事業資金を出してくれとか、あるいは掛金の徴収のための活動資金を出してくれとか、いろいろな事業活動の面についての御要望がございましたけれども、それはまずともあれ、われわれとしては、積立金をなるべく多くする、少くとも六分に相当する程度のものは何とか確保をしていきたいという考え方で運営して参りました関係上、そういう方面につきましてはかなり会員の御希望には沿わなかつたという点があるのです。

しかしながら、もう一つ問題、は、われわれこの基金をお預かりしておる理事者の立場としましては、この法令の範囲内でこの基金の運営を正確に公平にやつていくという立場が一つございまして、実はそういう会員の資金の剰余金の利用について会員の全般的な御希望に沿うということは基金の性格をある程度変えるという問題にも関連していきまして、会員の方々の御希望は非常によくわかるのであります。現在の法律ではわれわれ理事者としてはその問題に触れていくわけには参らぬという考え方で今日まで参りました。

ただし、町村合併が進みまして、組合のいわゆる規模も大きくなり、組合の運営の方法が變つて参り、なお、これに應じて従来組合の資金の運用とかあるいは連合会の資金操作という面においてかなりこの三、四年以来変化をして参りまして、正確に掛金をとつてそれを財源として、連合会が保険料を徴収するといふ点についてはこの二、三年來かなり苦しい思いをしなうとも、ともかくも基金に対する出資金としては七回のうち今日まで六回まで払い込んでこられたという状態にあるわけでございます。しかし、それだけに連合会の資金繰りというものはかなり最近窮乏になつてきておるようになっています。これは、ただいま足鹿先生の御指摘のありましたように、農業災害補償制度が施行されております背景といふものにかなり大きな変化があつたといふことと、補償制度自体にとりましても町村合併によつて従来の協同組合との関連が非常に變つて参つたといふことから、共済団体が独立にこの事業を運営していくという建前に立つて、資金上非常に困難な問題が出てきておるといふ点がありまして、それがこの三四年來出て参りましたが、いわゆる会員の意見といふものは、この基金には運営委員会というものが法律で付置されておりました、これが理事長に対する諮問機関というのになつております。これには、会員の代表が各地方別に八人と、学識経験者が五人加わりまして、十三人の運営委員の方々に隔月お集まり願つて、基金の運営については今までかなり慎重にやつて参つたつもりでございます。その運営委員会に出ます問題は、ただいま申し

ましたように、連合会のかかり資金運営上苦しい問題、これが保険金支払いにいろいろな困難な問題をかもし出し、くる、それを緩和してくれないかという問題が実は運営委員会にも三四年來かなり出て参つておるわけでありまして、そういう問題につきましては、われわれかなり慎重に運営委員会で検討いたして参つておりますが、これは、何と申しまして、先ほど申しますように、基金法の改正の問題にも連なり、性格の問題にも関連をして参ります。共済組合連合会の全般の資金運営に基金が関連を持つということになりますと、かなり今の基金法で定められている範囲より幅の広い活動をするといふことになつて参りますので、これはわれわれとしてもその気持はわかりますが、運営者の立場から申しますと、現在の法律の建前、定款の建前にのつとて今日まで少しきちちと運営してきたという感じを、今日われわれとしては抱いておるわけでございます。

なお、ここで、今までの基金の運用に當つておりました感じます問題は、いわば各県の連合会の立場というものがかなりいろいろ違つて参つておりまして、余裕金を持つておられる連合会もございまして、かなりの不足金で、資金操作で非常に悩んでおられる連合会もあるといふので、それぞれの御発言、御意見というものが、四十六の会員の間に相違しておる問題がございまして、その基金を利用しない連合会も、三十二年度では八連合会ございまして、今年に入りまして二連合会がふえまして、十連合会が基金を直接に利用しないとい

う状態になつて参つておりますので、そういう問題についてどういふふうに対処していくかということ、実は今後のわれわれの大きな問題として検討をしておりますし、なお今後検討をしていかなければならぬという立場に置かれておるのでございます。ただ、そういう意味において、いろいろ本質的には、ただいま御指摘になりますように、共済事業の背景がいろいろ變つてきたという問題がありまして、これは共済事業の根本にいろいろな問題を投げかけておりますけれども、基金に

関連して参ります問題は、われわれが接触する会員といふものは四十六の会員で、そういう間接的な関連を持つといふことで、いろいろ問題を持ちながら、われわれは、組合の方では、農民の基本的組織の問題にまで触れてはいけないといふような点がございまして、けれども、先ほど申しましたように、この三四年の間にこの資金繰りの上において相当な変化があり、しかもそれに対応してどうしていくかという問題が、今日われわれの基金運営上の問題として出て参つておるわけでございます。しかし、そこには各連合会の間にかなりいろいろな考え方がありまして、われわれの考え方も、これについては相当な検討を経た上で今後の問題に対処していきたいといふふうに思つておるわけでございます。

なお、会員の基金を利用される立場から申しますと、いろいろな金利のきめ方についても、一般市中金利が下つて参りますと、共済基金の連合会に貸し出す金利も下げたらいけないかという御意見もありまして、そ

ういう問題については、われわれもでき得る限り実際に即応するように動いてきたつもりでございます。現在の一銭五厘という貸付利率は、昨年の四月からこの金利を一銭七厘から一銭五厘に下げて実施いたしておるようなわけでございます。

従つて、全般的に申し上げますと、われわれは、今までは、何とかして会員の配当に相当するといひますか、利用する会員と利用しない会員とはどうわれわれが対処していくかという問題の一つとして、剰余金の積み立てについて、その民間の出資についてはある程度当初の要望にこたえるようにもつぱら運営してきたというのが、われわれの率直な感じでございます。ただ、それだけでは、今申しますように、連合会の全般的な苦しみというものは十分にこたえるところまではいっておりませんので、これが実はわれわれの現在困つております問題点であり、同時に、今後それについて相当検討を深めていかなければならぬ問題だと考えております。

非常に抽象的なお話であります、なお御質問によりましてお答えさせていただきます。

○足鹿委員 いろいろと御意見を拝聴したわけですが、私どもの不満は、安田さんも認めておられるように、この基金法の運用は、ただ単に基金を運用するといふだけではなくして、農災法の運用を健全にしていくための性格をこれは持つておるわけですが、昭和二十七年の発足当時は業務開始当初でありますからやむを得ぬといったしましても、その後この共済制度に対する農民の不満は熾烈なものがあ

る。それに対して、今もお話を聞くと、ほとんど基金が連合会とのつながりということに重点を置いておられるようですが、私どもは、どうしたならば農民との積極的な連関をとり得るかということにもつと考へ方を切りかえられなかつたものかという不満を持つております。制度そのものは、末端でも、御存じのように非常に困難にぶつかつておる。風当たりも一番強い。にもかかわらず、今も話を聞いておられますと、法律の範囲内においてやらなければならないこととはよくわかりますが、少くともこういう状態になつたときに、自発的にでも、その性格の問題あるいは業務運営の問題について改訂を必要とするならば、もつと積極的にそれを呼びかけられ、そうしてこれを立法化していくといふ、その積極的な意図というものが全然見られなかつた。基金法設置以来今回初めてその改正をよりやく提案される。こういう状態に対する私どもの率直な不満があるわけですが、それを、あなたの説明を聞いておると、審議会においても、私が指摘したようなことが問題になつておつたが、慎重を期したと言われる。何かあなたの方の意図を抑制するような別な動きがあるんですか。何か政府の方にでもそういう動きがあるのか。どうも、制度そのものが危機に直面しておるときに、あなた方だけが特等席にぬくぬくとしておるような印象を受けるのです。これは率直に私申しますが、何かそういう印象を受けるのです。ただ不足金の処理をして今日まで七カ年を暮らされた。その間にあつてはいろいろ苦心の点もあつたと思う。それは率直に認めますが、それだけでは私は済まされな

い重大な段階が来ておつたと思う。それに対して、法改正や業務運営の点については、金利の引き下げということに踏み切られた程度のことであつて、あとは積立金をとにかくたくさん作つていくんだ、こういうきわめて事なかれといひますか現状維持的な考へ方になつておつた。あなた方が気がついておつてなかつた理由がなかつた理由が一体どこにあるのですか。

○安田参考人 ただいまの御質問についてお答えいたしますが、私たちとしては、先ほど申し上げましたように、基金という一つの限られた業務の中で、できるだけ御希望に沿つていくという問題の一つとして、実は積立金を何とかしてある程度時期がくれば農家の方に還元ができるという考へが、そういうようなことを当面われわれとして手をつけなければならぬ一番大きな問題として実はやつて参つたのです。それがたまたま今回出ております法律でわかりますように、最終の農民の出資に振りかえらるる程度にその積立金を今日まで持つてきた。これが私たちとしては運営上から言いますと非常に気を使って参りました問題で、そのために最終のこの七回の出資については農民から拠出金をとらなくても済むといふところまで持つてきたわけですが、そうして、そのほかにこういう問題が起つて参りました、それをなぜ今日まで解決しなかつたかといふ御質問でございますが、これは、先ほど申し上げましたように、いろいろの会員の中に御希望があります。地方により、会員の状況によつて、いろいろと御意見が違

います。たとえば、融資を受ける会員

の方からは、なるべく金利を下げてくれという御意見があります。それから、利用されることの少ない方からは、なるべく配当をよくしろ、こういうふうな御意見があります。そうしますと、この考へ方は若干相互に矛盾するやうな内容でもあります。そういうことについて一つのはつきりした結論を得るには、相当これは現在の段階だけではなしに将来のこの基金の運営という問題と関連して参りますし、同時に、この農業基金は、御指摘のよう

に、農業災害補償制度の全体の中の一つの役割を果しているという点から、そういう問題に就いて参りますと、全般的ないわゆる補償制度の運営という問題に関連してきます。これはわれわれの方では解決しにくい問題であり、どうしてもここに基金の基本的な性格の変更というやうな問題に関連して参りますので、実は、われわれとしては、こういう問題の解決をするには、やはりそこにまだ研究すべき余地がある、たとえば農業災害がこの三三年来割合に少なくなつて参つておりますが、これが大きくなるという見込みがあれば、これは現在の資金量でもなかなか足りないといふ一つの先行きに対するわれわれの見通しという問題もございまして、かなりこれは長期にわたつて見通しながら、われわれとしてはその会員の要望にこたえていかなければならぬといふことで、昨年あたりからいろいろ検討をして参りました。その問題の一端として、実は今日の基金法の改正という問題が出て参つております。一

挙にすべての問題をわれわれとしては解決することがなかなかむずかしいとい

う点で、漸を追うて、まずこの問題については少くともある程度要望にこたえる。さらに進んでは、ただいま御指摘のやうな問題は、これは全体の補償制度の改正という問題に相当深く下の方で関連を持つて参りますので、そういう点等をならみ合していかなければならぬといふやうな考へ方もございまして、今日まで問題を延ばしてきておりました。なお、将来の問題としては、今御指摘のやうな問題は、われわれとしては来年この基金の中にこの問題に対する研究会を作つて、ぜひともそういう問題にこたえていきたい。これはかなり大所高所からのいろいろなやうな視点がございまして、われわれだけの内部のタッチしております者だけではまだ考へも足らない問題もございまして、そういう点を全般的に来年の事業として、事業といひますか、われわれとしては基金のある程度の何か結論を出すように持つていきたいといふので、この御指摘のあるやうな問題には、来年研究会を持つて、なるべく早く結論を出していきたい、このやうに考へております。

○足鹿委員 そうすると、基金の性格を変えることについては、その必要を認めておる、痛感しておられるといふことですね。

○安田参考人 私自身の考へといひましては、かなりそういう問題に、これは全体の資金量の問題がございまして、何かそういう問題に少し足を踏ん込んで、会員の要望にこたえていく必要があるのじやないか、こういうふうに考へております。

先ほどの御指摘にあった通りで、その通りだろうと思うのですが、問題は、この農災制度というものが農民から歓迎されておらぬ。これに対して今後とるべき措置は、あなた方としては連合会を通じてなるべく公平に運用をしたというところにはなるでしょうが、その連合会、連合会と言われるけれども、出資金の七分までは農民の出資になる。農民が負担しておるのです。だから、やはり、この制度に対する不信を挽回し、新しく農民に希望と喜びを与えようという方向に持っていくためには、もつと農民とのつながりということに重点を置かなければならぬと思うのです。そのためには、やはり町村組合あたりで困るのは、とにかく政府の補助金支出にしてみても第一、四半期分が九月、十月になる、きのうも指摘しましたが、そういう状態なんです。その原因がどこにあるか知りません。これは農林省にうんと私はお尋ねしたいと思うのですけれども、そういうような場合が百歩譲ってやむを得ざる事態であるとするならば、業務経費の融資というよりなもので、業務経費の融資をうんと軽減してこれをカバーするとか、あるいは各共済組合が自発的に災害防除事業というものを開始しておる、これらに対処するところの助成をやつて、直接農民にじかに触れていくような運営をやるとか、とにかくこの業務範囲というのについて再検討をしなければならぬと私は思うのです。二億三千万というものを平均四十六都道府県の会員で割りますと五百万円くらいの金になる。これは県の大小によつて違ふでしょうが、とにかく五百万円の平均の金をもつてすれば、災

害防除事業等についても相当目に見える仕事ができるはずだと思ふのです。この問題については、そういうような点について政府も全く手ぬるい。あなた方も気がついておつても積極的にその困難を切り開いていくような意図が見えぬ。何でも現状維持でいこうとおるやにわれわれは受け取られるのです。そういう点をもつとよくお考えになる必要が私はあると思ふのです。業務内容の問題について、今言いましたような点もありますが、一番この農民の熾烈な要求は、低位災害地帯からの無事戻しの問題がある。無事戻しを政府の助成等の措置を講ぜずしてやろうと思えば、掛金負担の増高で勢い農民の負担がふえるというような点に難点があつて、なかなか積極的な無事戻し制というものが、名だけで実施されない。私どもの県で一べんそれに類するようないものはありました。が、一反当たり五円ないし六円、こういうような金を無事戻ししてみたらどこで何の意味も持たぬ。ですから、無事戻しができるなら、それにかわるような何らかの措置を講ずるために検討されるとか、もう少しこういふことがしたいが、しかし現行法律のもとではできないから、これを何とかすべきじゃないかというふうに、積極的に出られる段階が来ると私は思ふのです。もう数年前からこの制度に対する風当たりが強いものですから、その内部機関としても無関心でおられるはずはないし、相当審議会あたりでも論議があつたというお話が先ほどもありました。が、当然だろうと思うのです。それを、政府に対しても言うべきことを言う、そしてその強い信念に基いて行動

されぬことには、気がついておつてもだんだん時期を逸して、しまいにいふやむやになつてしまふ。こういうことではおさまらない段階が来るとおのす。業務方法書というものの改訂によつては今言つたような問題に対処することは不可能なんでしょうか。業務方法書の改訂ということは法律とは不可分ですか。

○安田参考人 今の業務方法書は大体基金法に源を発しておる問題でございまして、ただいまお話のように、かなり農民との接触で問題を解決して、く、そういう点になりますと、これは程度によりましてけれども、今御指摘のようない問題を積極的にやるということになると、どうしてもこれは法律改正の問題に絡めてくると思ふます。なお、それと関連して、基金の性格といひますか、法律で定めておられます問題が若干そこに変質を起してくる。そういう点だけは、今までもなまぬるいという御指摘がございましたけれども、そこまではいかないとこの問題は私は解決しないと思ふます。

○足鹿委員 時間がありませんので、もう一点だけ伺いますが、先ほどの無事戻しに連関をして、保険掛金の割り戻しとか、二億三千万円という金は、もう少し少ない。今後この運営について、業務方法書を現行のままやるにしても、剰余積立金を出資金に振りかえるという今度は措置なんです、保険掛金の割り戻しというようなことだつたら現行の業務方法書でやれますか。それとも、やはり、今回とつたような法改正のうちに、保険料の割り戻しに充てるのだという別個の法改正をまたやらなければやれないのですか。

○安田参考人 今の御指摘の点は、これはやはり法律改正問題にどうしてか関連して参ると思ふます。業務方法書で解決するということはむずかしいと思ひます。

○足鹿委員 大体時間があれば幾らでもまだお尋ねもし御意見も承わりたいと思ふのですが、ほかの重要な問題もありまして、この程度で参考人に対する質疑を打ち切りまして、政府に伺います。

今お聞きのような質疑応答を通じて、政府としては、今基金の専務さんが述べられた点、また私が聞こうとした点をお聞きになつて、どう対処されようと思ひますか。大臣がおいでになれば一番いいでしょうが、一応政務次官から御所信をこの際承わりたいと思ひます。

○石坂政府委員 昨日来の御意見、質疑応答の趣旨は、私は十分に傾聴いたして参りましたが、この後これらの問題につきましても十分に検討いたして参りたいと思ひます。

○松浦委員長 他に質疑はありませんか。――なければ、これにて本案に対する質疑は終了いたします。

次に、本案を討論に付しますが、討論の通告がありませんので、直ちに採決いたしたいと存じます。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○松浦委員長 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

本案について、足鹿委員より、自由民主党並びに日本社会党共同提案にか

かる附帯決議を付したいとの申し出があります。この際この発言を求めます。足鹿委員。

○足鹿委員 農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法案に対する附帯決議を付したいと存じます。

その趣旨の説明に入ります前に、案文を朗読いたします。

「農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法案」に対する附帯決議(案)

今回の立法措置により農業共済基金の資本金は払込を完了するが、近年の農作事情等を反映して農業共済基金を利用しない会員が増加し、他面、農業共済制度に対する農家の不満が顕在化して共済掛金の徴収が円滑を欠き、この制度の運営が困難を加へつつある現況に対処するため、政府は、農業共済基金制度の機能を十分に發揮せしめるよう速かに左記の措置を講ずべきである。

記

一、農業共済基金の現行業務は、その融資対象が会員の事業資金の一部にとどまつてゐるが、業務経費の融資、災害防除事業のための助成等業務範囲の拡大を図り、もつて農業共済制度全般の健全な発展に寄与しうるよう所要の措置を講ずること。

二、会員への不足金融資にあたり、保険金支払に必要な資金を貸付け、保険金の完全支払を実現するとともに、融資手続を簡素化して、会員の保険金支払を確実に迅速

ならしめるよう業務方法書を改訂すること。
右決議する。

昭和三十四年三月十三日

衆議院農林水産委員会

提案の趣旨は、昨日来の質疑応答で尽きておりますので、今さら蛇足を加える必要はないと思ひますから、省略をいたします。

○松浦委員長 お諮りいたします。足鹿君より提案の附帯決議に対して賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松浦委員長 起立総員。よつて、附帯決議を付することに決しました。ただいまの附帯決議に対して政府の所見を求めます。石坂政務次官。

○石坂政府委員 ただいま全会一致をもつて附帯決議を御可決になりましたが、この附帯決議の内容は種々の問題点に触れておるのであります。政府といたしましては、この御決議の趣旨にかんがみまして、今後十分検討を進めて参りたいと思ひます。

○松浦委員長 次に御諮りいたします。ただいま可決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましましては委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松浦委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○松浦委員長 次に、農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

農林水産委員会 農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

ありますので、順次これを許します。五十嵐吉藏君。

○五十嵐委員 それでは当面の農業法人課税問題についてお尋ねをしたいと思います。まず第一番に、これは実は新聞で承知をしたことなんです。農林、大蔵の意見が一致をしておられる統一見解なるものが発表されたようですが、これは確かにそういうことが発表になりましたか。そして、そうだとすれば、その内容は一体どんなことであつたか、これをまず承わりたい。

○金子説明員 お答え申し上げます。先般の当委員会でも農林、大蔵の思想統一をするようにという御発言がございまして、その後農林省とも数回打ち合せました結果、大体次のようなことに決定いたしました。その内容を読み上げます。

「一、いわゆる農業法人は既に設立登記がなされ、法人自体は有効に設立されているものと考えられるから、その設立を否定することは勿論でない。二、また、法人が有効に設立され、法人形態で事業を営むこととした場合には、税法上も、その事業を法人の事業とし、その所得に対して法人税を課することとするのが通常である。三、しかし、いわゆる農業法人に關しては、農地法第三條により農地を使用収益する権利を設定する場合等には知事又は農業委員会の許可を受けなければならず、許可を受けないでした行為は効力を生じないこととなつており、その許可がない場合には、法律上は、依然として農地の所有者たる個人がこれを使用収益する権利を有しているものと解される。もつとも法律上効力を生じない行為であつても、その行為に因り実質的に所得を享受する

者があつた場合には、税法上その者の所得に対して課税すべきであるが、いわゆる農業法人が農地の所有者たる個人の同族的な法人であり、法人設立の形態をとつた後にも個人時代と農業経営の実態が変らないような場合には、所得税法上農業経営から生ずる所得は個人に帰属するものと認めてこれに對して所得税を課することが相当と考えられる。」以上でございます。

○五十嵐委員 そうすると、こういう統一見解のもとにこれを国税庁に流したわけですね。新聞によると、この統一見解を国税庁に通達をしたとある。この通達の内容というのはこの通りですか。

○金子説明員 ただいま御指摘の点は、昨日、このままのものを、農林省、法制局と思想統一をしてこういうことに決定したからとありあらず通知するという通達をいたしてございます。

○五十嵐委員 ところが、国税庁の長官が参議院の予算委員会であつたところを答弁している。第一点は、農業法人の設立そのものは否認をしない。第二点は、所得税は実質に所得が帰属する者にかける。それから、問題は第三点なのですが、そこで、農業所得は実質的には個人の所得であるから、三十三年度も個人課税とする。こう断定的な答弁をしておるようです。そういうことになりましたと、今の通達とこの考え方との内容というものはまるつきりこれは違つたものが出てくるわけなのですが、この点はどうなのですか。

○金子説明員 第一点、第二点は問題ないといひまして、第三点でございますが、おそらく、現在問題になつております鳥取と徳島のものにつきま

て、先ほど読み上げました第三項に出しております個人の同族的な法人で、法人ができません個人時代と農業経営の実態が変らないというような場合には、個人に所得が帰属するものと考えられて所得税を課することが相当と考えられるという点を長官は述べておられるのだらうと思ひます。従ひまして、長官の言われた趣旨は、内容は私は聞いておりませんが、おそれなくいた

いま読み上げましたこの取扱ひに關する申し合せと趣旨において全然變つていない、かように考えます。

○五十嵐委員 もう一点、こういう点があるわけですね。これは昨日の新聞ですが、この出された通達の内容は、普通作物、果樹、茶園を営む問題の百五十一法人、すなわち、徳島が百五、北海道九、鳥取六、和歌山四、この百五十一法人に対しては昭和三十三年にさかのぼつて十六日までに申告を行うように勧告をする。こういうことがあるわけですね。もしあなたの方でこういうように個人申告を行うような勧告をするというふうなお考えであるとすれば、そこに当然大きな食い違いといふ大きな問題があるわけですね。この点は非常に重大なのですが、この点を一つ明確に、どういふお考えのもとにおやりになつたのかということですか。

○金子説明員 とりあへずの問題といひましては、鳥取、徳島の現在おかつております、つまり経営の実態がわかつております分につきましては、十六日に個人としての所得税の申告を出して下さいといふことを懇望せざるを得ないかと思ひます。それから、今申し上げました鳥取、徳島の法人の過去の分をどうするかということ、これは

行政の問題としてやはりなかなか問題があるところでございます。先般も当委員会の御指摘があつたのでござい

ますが、すでに法人で申告をしたものを三年前五年前にさかのぼつて所得税を課税するのかわつたような御指摘があつたのでございまして、この点については、私どもは、行政の問題としてはやはりそんなに古くまでさかのぼるのは妥当でないと思ひます。先般の当委員会でも、私は、徳島の個人課税を三十二年分からやつています、つまり昨年の申告時期の分からやつて

るわけですが、それとのバランス上、場合によれば三十二年分、つまり昨年の申告の分から個人申告をしていただかなければならぬかと思ひつて、つまり課税の権衡上の問題でございますが、そこら辺の問題は一つ十分検討していただきたいといふふうに考えております。それから、それ以外の、今御指摘ございました和歌山でございますが、それは、まだ調査も十分済んでおりません。おそらく実態が著わかつていないと思ひますので、これはまあ今後だんだんと実態がわかつて、はつきり個人時代と變つていないのだ、法人と見るのは無理なのではないかといふことがわかりましたら、その際にもまた個人の申告をしていただきたいといふようなことにならうかと思ひております。

○五十嵐委員 どうもその点がちよつとはつきりしないようですが、そうすると、十六日の最終申告日に當つて、今申し上げましたような各県の法人が当然これは法人申告をしてくるわけ

務署の報告によりますと、私は個人課税をせざるを得ないというふうに考えております。

それから、第三点の、個人申告を全部については懸念しない、調査未了のものについては個人申告を懸念しないという点については、先般申し上げた通り、先ほど読み上げました通り、今後の申告のやり方と懸念のやり方等について具体的な通達を出そうかと思っております。今申し上げましたように、調査が全然済んでいない、法人の実態がわかっていないようなものについては、申告が出てきた際にゆくり調べて、実態が法人であれば法人としての申告を懸念しないというように、追っかけて第二の通達を出さざるを得ないと思っております。その点はお含みおきたいでございます。

○五十嵐委員 今のお話ですが、数戸が集まっていわゆる共同の形をとった非同族法人であれば認めることができると思うけれども、一戸一法人の場合は非常に困難だというように承わったのですが、ここに問題が一つあるわけですが、一戸一法人であらうが、数戸共同の法人であらうが、同族法人であらうが、あるいは非同族法人であらうが、要は、その内容実体が法人としての所得が法人に帰属するということに認められる場合は、これは当然法人課税ということになるのだと思う。この点は疑義がないと思うのですが、今のあなたのお話ではこの点ちよつとはつきりいたしておりませんか、どうですか。

〔委員長退席、大野(市)委員長代理着席〕

○金子説明員 お話の通りでありまして、私は、法人の形態をとつておると同時に、その実態もやはり法人として実体が備わつておらなければならぬと考えるのでございまして、先ほど申し上げるように、町の法人につきましても、法人の名のもとに活動はしておるが、実態は個人時代とちつとも変らないというふうなものにつきましても、否認——法人を否認ではございせんが、所得の帰属を別に帰属しておると認めておるような事例もございまして、従いまして、農業の場合におきましても、実体が備わつていないというふうなものにつきましても、やはり個人課税をせざるを得ない場合が多いんじゃないか。どういった法人の実態を備えるかというふうなことは現実の問題として判定がむずかしい問題であらうかと思ひますが、そこら辺は十分慎重に内容を見てきめざるを得ないのじゃないかと考えております。ただ、先ほど申し上げましたように、今問題になつておるものにつきましては、おそろく個人課税をしなければならぬものが大部分である、あるいは全部であるというふうに考えておる次第であります。

○五十嵐委員 先ほど申し上げましたように、私の考えをいましては、単に農業法人というものは課税の対策ではない、それよりもつと意義のあることは、今申し上げましたように、農業の近代化であり、共同化である、そういう見地から、私どもは、大いにこれを推進をしていこう、こう考へておるわけでありまして、そこで、最後に一点お伺いをいたしたいのですが、あなたの方も、法人成りしたいいわゆる農業法人というものを、ほんとうにいやがつて、何とかして押えていこう、こういう意図は、も

○金子説明員 お話の点でございすが、私どもは、法人の実態を備えれば、それに対して法人課税をするのが課税のあり方としては当然であるべきなんです。課税の際にはまず問題になりますのは、従来からる申し上げて参りましたように、合法性と申しますか、法秩序の問題であります。農林省で農地法の運営上法人も合法的なものを認められるということになつて法人がございまして、しかもそれが実体を備えれば、私どもはこれに対して法人課税をするのにやぶさかぢやないのございします。ただ、現在問題になつておりますのは、第一段で農地法の許可を得ないものができておる、しかもそれが必ずしも実体を備えておるものではないという点にやはり問題があるわけなんです。私どももいたしましては、今後合法的な法人ができて参り、しかもそれが実体を備えているということになれば、当然法人課税ということに踏み切つて差しつかえないと思つております。

○五十嵐委員 それはどうも……。それでは、農地法との関係において二カ月前も三カ月前からずつとこの問題を討議してきた、その結果農林、大蔵の話し合いがついて、そして統一見解というものがなつたのだが、今のあなたのお話では、農地法の問題が解決しなければ合法的な法人でないというお話なんです。それじゃまるきり話が逆戻りしてしまつてゐる。同時に、そうなれば、この統一見解というものがまるまる意味がなくなるわけなんです。これは重大なことなんです。どうなんです。

○金子説明員 先ほど読み上げました統一見解の第二の、「法人が有効に設立され」云々、これは一般論として出しておりますが、それを繰り返して申し上げたわけではございまして、現在問題として取り上げられております点につきましては、私どもは第三の実態論でただいま議論しておるわけではございせん。私が申し上げましたのは一段と二段に關連して申し上げた次第でございしますので、御了承願ひたいと思ひます。

○五十嵐委員 法人が有効に設立をされたということは、さつきのあなたの答弁によりますと、農地法の上において認められることができた法人というものが合法的な法人である、こうあなたは御解釈をされているように受け取れるのですが、この統一見解の第一に登記がなされ、法人自体は有効に設立されているものと考えられるから」とあり、法人はもうすでに有効に設立をされているのですよ。ですから、この農地法からいって合法であるとか非合法であるとかいうことになる、また議論がずつと逆戻りするわけなんです。この点は一つ明確にしておいていただかないと、これからますますつかへてくる問題です。これはさつきあなたが

お読みになつた統一見解に文書としてはつきり出ておると思ふのです。

○金子説明員 ちよつと私の説明がまずくて誤解を招いたようではございせんので、繰り返して申し上げておきますが、これは課税の建前論を従来やつておつた際に申し上げた点でございまして、やはり、課税の際にはまず私ども考えますのは、法律の形式論を一応やります。その際の問題として先ほどの点を申し上げたのでございまして、農業法人につきましても、今申し上げましたように実態課税という点で問題を考へていくという点は、はつきり申し上げられると思ひます。

○五十嵐委員 それじゃ、さつきの話の通りでいいわけですね。まだどうもつきりしない点がありますが、いずれ後の機会に譲ることといたしまして、きよりの私の質問はこれで打ち切ります。

○大野(市)委員長代理 足鹿委員。

○足鹿委員 最初に、ただいま五十嵐委員からも述べられた統一見解について伺ひます。先日大蔵委員会なり当委員会においてこの問題が熱心に論議をされ、先日の私の質疑によつて、十六日の確定申告期日まで農林、大蔵両省の意見を協議調整をして発表する、こういう大臣からの言明があつて、われわれはそれに期待をしておつたわけでありまして、ところが、正式に当委員会に開いたのは、ただいまの金子直税部長が御朗読になつたもので私どもはきよ初めに聞いた。それまでに新聞紙あるいはその他の報道機関は一斉に、当委員会が公式発表になるまでにいろいろ報道しておる。そういう手続

のことに別にとにかく言うわけではありませんが、あれだけの問題があつたのでありますから、当然その経過なり結論については、政府として関係委員会すなわち大蔵、当委員会に対して積極的に御報告になることが私は受当だと思ひますが、その点について遺憾に思ひます。委員会を軽視するかのときは態度は是正するべきだと思ひます。私も個人的にはその資料は拝見しましたが、それはあくまでも個人に對する御説明であつて、当委員会に對して公式な見解の表明をされ、それに至る経過というものが当然発表されるべきでなかつたかと思ひますが、そういう点についてはどのようにお考えになりますか。

○石坂政府委員 ただいま足鹿委員から御指摘の点は、まことにごもっともなこととございまして、今まで公式な政府の方からの経過並びに結論の発表が遅延しておつたことにつきまして、は、重々感銘に存じております。

○足鹿委員 今後十分御注意あつてしかるべきだと思ひます。

そこで、新聞その他の報道機関によりますと、統一見解に對する通達あるいは解釈等が別に何かあるかのごとき印象を受けておつたのでありますが、ただいままでの五十嵐委員との質疑応答によつて、そういうものはない、今後そういうものを作るかもしれない、こういうことではありますので、その点については私は時間の都合上触れませんが、これまた解釈あるいはそれに基く通達というふうなものについては当委員会にもそのつど報告されることが私は受当だと思ひます。その点いかがでしょう。

○金子説明員 試案がまとまりましたら、通達の写しを提出いたしました一向かまいません。

○足鹿委員 先ほどの五十嵐委員との質疑によつて問題になつております「農業法人に對する課税上の取扱について」という統一見解の第一項の、「いわゆる農業法人は、既に設立登記がなされ、法人自体は有効に設立されているものと考えられるから、その設立を否定することは勿論でない。」、「この「有効」ということはどういふことであるか。法制局からお見えになつておるようでありますから、伺いたい。

○亀岡政府委員 お答え申し上げます。ここに「有効に設立されているもの」と考えられる」という用語を使つておりますのは、裁判所以外の方面と申しますか、そういうところでもつてこの法人自体を否定できない、すなわち、訴えによりまして法人の設立無効ということが確定いたしませんと、法人自体を無効と当事者側で否認することができない、こういうこととござい

○足鹿委員 そうしますと、農地法とは無関係に、法人の登記を完了した場合には一切有効的な手続と認めるわけですね。それをくつがえすに足る判決等によつてくつがえされない限りは有効なものだ、そういうふうには解してよろしいのです。

○亀岡政府委員 ただいまお話のありました通り、法人が一度成立しました、登記されたという事になりますと、その法人自体を否認する、無効として取り扱うという事はできないのでありまして、判決がありまして、そ

れによつて初めて商法なり有限会社法の手続によつて手続が行われる、こういうことになると思ひます。

○足鹿委員 次に、二項の、「また、法人が有効に設立され、法人形態で事業を営むこととした場合には、税法上も、その事業を法人の事業とし、その所得に對して法人税を課することとするのが通常である。」この「通常」ということはどういふふうに理解するのですか。

○亀岡政府委員 ここに「通常である」という用語が使つてありますのは、例外があるという事をもちろんです、例外と申しますのは、所得税法等におきまして、その法人自体に課税しない個人に課税する場合もあり得るといふことでありますので、原則としては法人に課税するが、例外もないことはない、こういう意味だと思ひます。

○足鹿委員 農林省に伺ひますが、そういうことを両省間で折衝され、協議をされた際に、そういうふうな見解に對して同意をしておられるのであります。

○伊東政府委員 この課税上の取扱ひについての両方の話し合ひでございしますが、これはただ一般論として話し合ひをいたしましたので、その点は今法制局から説明のあつた通りでござい

○足鹿委員 結局、一、二は前書きのようなものでありまして、問題は三にあるわけでありまして、そこで、先ほどから質疑応答が行われた際に、三項の末尾の方の場合が問題になつておるようには思ひます。前文は省略しますが、「いわゆる農業法人が農地の所有

者たる個人の同族的な法人であり、法人設立の形態をとつた後にも個人時代と農業経営の実態が変らないような場合には、」こういう字句がある。「農業経営の実態」というものはどういふものであります。

○亀岡政府委員 これも十分検討いたしました結果というわけでございますので、その点を御了承いただきまして、私が考えましたところを申し上げたいと思ひます。「農業経営の実態が変らない」ということを申しますと、ここにありますように、個人時代と同様な農業経営が行われている、言葉をかえて言ひますと、その個人がその農地について使用収益をして所得をあげておる、こういう形じやないかと思ひ

○足鹿委員 農林省は今の法制局の見解でよろしいのですか。「農業経営の実態」というものに對してそういう解釈を下されるということに賛成です。

○伊東政府委員 その「個人時代と農業経営の実態が変らない」という表現でございしますが、われわれ考えますのは、法人の形をとりましてした場合に、その法人が許可を受けておられますので、実質的にたとへばその耕地について賃借権あるいは使用収益の権利に基きましてこれを使用収益するといふような実態があり、また会社法人といつたしまして法人の經理もして、個人

の經理から離れて、家計を離れて法人としての經理もして、また法人として農業をやつておられます場合に、たとえば社員に對しましては給料を払つておる、あるいは賃借しました場合に、これは借りました人に對しまして賃

借料を払つておる、というふうな形態に法人がやつております場合には、これは個人時代とははつきり變つておるというふうな解釈をとおつております。

○足鹿委員 今の農林省の解釈については、法制局は言葉が足らなかつたとは思ひます。農業経営上の専門的な問題ですが、別に異存はないでしょう。

○亀岡政府委員 ただいま農林省の方からお答えになりましたことは、私が先ほど申しましたことを裏からお話しになつたと推察いたします。真正面から申しますと、私が先ほど申しましたように、個人時代と農業の經營の実態が變らない、すなわち、その個人が農地を使用収益して經營しておること、こういうことになつておると思ひ

○足鹿委員 それは農地法上の問題であつて、一項と二項においては、その農地法上の問題にはござらぬ、こういうことになつておる。農地法上の問題は、その法三条に抵触するかしんがということは別個な面で、処罰すべきものは処罰する、また適法な処置をとるものとは、こういうことになつておる。これは別個なことなんです。經營の実態といふものが、外形的に見た場合に、たとへば、法人になつたからといつて、直ちに作付が變るとか、あるいは新しく耕地を求めるとかといふふうに、外形的に見た農業經營の姿が直ちに變るものではない。問題は、こ

いうことをいつておるのではないでしょう。問題は、経営の実態がどういうふうになるかというところはその内容である。法人ならば法人にふさわしい新しい経営者が選ばれればよいのか、あるいはかかわるか、あるいは金銭出納が明確に諸帳簿に正確に記入されておるかおらないとか。たとえ、現在の個人経営の場合は、金銭出納簿もない、結局経営者が自分の意のごとくやつておる、家族の者はそれに對して何ら実態を知ることができない。ところが、法人になった場合には家計費と経営費というものがおのずから区別されていかなければならぬ。そうだとおると思います。家計費に幾ら使つた、そして、経営費は、生産資材なりあるいは雇用労力なり、その他いろいろあります。経営に必要な経費が正確に支出費目に從つて記載される、また、収入については、これまたいろいろの農作物あるいはその他副収入というものが記載される、当然こういうふうに変つてくるのです。この場合、「法人設立の形態をとつた後にも個人時代と農業経営の実態が変らないような場合には」と、こううたつておるのには、そういう意味のことをさしておるのではありません。それでなければ意味がないと思ふのです。どうですか、伊東さん。

は有限会社の代表をきめましてこれが業務執行をしていくというよりな形になりました場合には、これは個人時代とは變つてきているというふうに私は解釈しております。

地法違反なるがゆえをもつて法人を否定し去るというところは是正されておるわけですか。すなわち、「いわゆる農業法人はすでに設立登記がなされ、法人自体は有効に設立されておるものと考へられるから、その設定を否定することは勿論でない。――先ほども、裁判所の判決等によらざる場合はこれは否定できないとなつておるのです。この大眼目を使用収益の問題で事実上消していくよりなふうになれば、この協定というものはそう大きく評価できない。何か一応当面を糊塗する、しかし實際上はやはり従来の考え方を踏襲して變りがないような印象を強く受ける。それでしよう。法人であるか個人であるか、その経営の実態を判定することに對して、使用収益の問題あるいは農地の帰属の問題、貸借の問題が合法的に解決がされておらなければ経営の実態は依然として個人にある、こういう断定を下すようになればナンセンスじゃないですか。そうじゃないですか。第一段において言つておることを、みづから三項において否定しておる。そういうことではどうも私はおかしいと思ふ。

伊東政府委員 個人が法人かという問題につきましては、どういふことになつたら法人経営かという先生の御質問でございますが、私、先ほど申し述べましたように、経営の実態として、農業経営をやつていくのが、これははっきり法人だといふやうなことで、使用収益に對する対価を払ひましたり、あるいは貸借料を払ひましたり、あるいは

いか。あるいは、そういう思想がないにしてみても、あなた方が税務署を指揮、指導される場合に、従来行き過ぎがあつたことは先般もお認めになつておるわけですから、そういうことのないことを期していかなければならぬと思ふのです。先ほどの五十嵐君の御質問に對してもだんだん答弁が怪しくなつてくる。われわれがはたから聞いておつても、やはり、経営の実態論でもつてその実態を認定する場合に、出先の税務署の判断に基かなければならぬ。その判断の基準になるものは、当然この統一見解に基いて示されなければならぬと私は思ふ。そうしなければ、出先にみんなまかせするのだ、こういうことではないと思ふのです。先ほども今後何らかの解釈なり統一見解の取扱ひなりは検討中だ、こういうことではありますから、私はその内容について考え方を明らかにしておきたいというわけですか。私の質問の趣旨はそこです。農業経営の実態というものを測定していく場合に何が基準なのか、個人の経営であるか個人かを判定する、実態が變つたか變らないかというこの測定をする基準は何になるのかというのを明らかにしておかなければ、この論議は結局どりオドが打てないの、その点について、法制局のお考えは、経営の実態とは何をもつて個人と法人との分れ目にするのか、何をもつてその基準にされるのか、伺いたい。

伊東政府委員 申し合せの一、二、三項について、一、二で言つたことを三項で否定しているじゃないかという御質問でございますが、私どもがこれを解釈しておりますのは、一般論についてお話をしたのであります、三項に書いてありますことは、要するに、結論的に申し上げますと、調査の上で実質課税をやつていくんだということが、私は三に書いてあります結論だといふふうに考へております。

伊東政府委員 個人が法人かという問題につきましては、どういふことになつたら法人経営かという先生の御質問でございますが、私、先ほど申し述べましたように、経営の実態として、農業経営をやつていくのが、これははっきり法人だといふやうなことで、使用収益に對する対価を払ひましたり、あるいは貸借料を払ひましたり、あるいは

伊東政府委員 申し合せの一、二、三項について、一、二で言つたことを三項で否定しているじゃないかという御質問でございますが、私どもがこれを解釈しておりますのは、一般論についてお話をしたのであります、三項に書いてありますことは、要するに、結論的に申し上げますと、調査の上で実質課税をやつていくんだということが、私は三に書いてあります結論だといふふうに考へております。

伊東政府委員 申し合せの一、二、三項について、一、二で言つたことを三項で否定しているじゃないかという御質問でございますが、私どもがこれを解釈しておりますのは、一般論についてお話をしたのであります、三項に書いてありますことは、要するに、結論的に申し上げますと、調査の上で実質課税をやつていくんだということが、私は三に書いてあります結論だといふふうに考へております。

伊東政府委員 個人が法人かという問題につきましては、どういふことになつたら法人経営かという先生の御質問でございますが、私、先ほど申し述べましたように、経営の実態として、農業経営をやつていくのが、これははっきり法人だといふやうなことで、使用収益に對する対価を払ひましたり、あるいは貸借料を払ひましたり、あるいは

伊東政府委員 申し合せの一、二、三項について、一、二で言つたことを三項で否定しているじゃないかという御質問でございますが、私どもがこれを解釈しておりますのは、一般論についてお話をしたのであります、三項に書いてありますことは、要するに、結論的に申し上げますと、調査の上で実質課税をやつていくんだということが、私は三に書いてあります結論だといふふうに考へております。

伊東政府委員 申し合せの一、二、三項について、一、二で言つたことを三項で否定しているじゃないかという御質問でございますが、私どもがこれを解釈しておりますのは、一般論についてお話をしたのであります、三項に書いてありますことは、要するに、結論的に申し上げますと、調査の上で実質課税をやつていくんだということが、私は三に書いてあります結論だといふふうに考へております。

伊東政府委員 個人が法人かという問題につきましては、どういふことになつたら法人経営かという先生の御質問でございますが、私、先ほど申し述べましたように、経営の実態として、農業経営をやつていくのが、これははっきり法人だといふやうなことで、使用収益に對する対価を払ひましたり、あるいは貸借料を払ひましたり、あるいは

伊東政府委員 申し合せの一、二、三項について、一、二で言つたことを三項で否定しているじゃないかという御質問でございますが、私どもがこれを解釈しておりますのは、一般論についてお話をしたのであります、三項に書いてありますことは、要するに、結論的に申し上げますと、調査の上で実質課税をやつていくんだということが、私は三に書いてあります結論だといふふうに考へております。

伊東政府委員 申し合せの一、二、三項について、一、二で言つたことを三項で否定しているじゃないかという御質問でございますが、私どもがこれを解釈しておりますのは、一般論についてお話をしたのであります、三項に書いてありますことは、要するに、結論的に申し上げますと、調査の上で実質課税をやつていくんだということが、私は三に書いてあります結論だといふふうに考へております。

伊東政府委員 個人が法人かという問題につきましては、どういふことになつたら法人経営かという先生の御質問でございますが、私、先ほど申し述べましたように、経営の実態として、農業経営をやつていくのが、これははっきり法人だといふやうなことで、使用収益に對する対価を払ひましたり、あるいは貸借料を払ひましたり、あるいは

伊東政府委員 申し合せの一、二、三項について、一、二で言つたことを三項で否定しているじゃないかという御質問でございますが、私どもがこれを解釈しておりますのは、一般論についてお話をしたのであります、三項に書いてありますことは、要するに、結論的に申し上げますと、調査の上で実質課税をやつていくんだということが、私は三に書いてあります結論だといふふうに考へております。

伊東政府委員 申し合せの一、二、三項について、一、二で言つたことを三項で否定しているじゃないかという御質問でございますが、私どもがこれを解釈しておりますのは、一般論についてお話をしたのであります、三項に書いてありますことは、要するに、結論的に申し上げますと、調査の上で実質課税をやつていくんだということが、私は三に書いてあります結論だといふふうに考へております。

伊東政府委員 個人が法人かという問題につきましては、どういふことになつたら法人経営かという先生の御質問でございますが、私、先ほど申し述べましたように、経営の実態として、農業経営をやつていくのが、これははっきり法人だといふやうなことで、使用収益に對する対価を払ひましたり、あるいは貸借料を払ひましたり、あるいは

伊東政府委員 申し合せの一、二、三項について、一、二で言つたことを三項で否定しているじゃないかという御質問でございますが、私どもがこれを解釈しておりますのは、一般論についてお話をしたのであります、三項に書いてありますことは、要するに、結論的に申し上げますと、調査の上で実質課税をやつていくんだということが、私は三に書いてあります結論だといふふうに考へております。

伊東政府委員 申し合せの一、二、三項について、一、二で言つたことを三項で否定しているじゃないかという御質問でございますが、私どもがこれを解釈しておりますのは、一般論についてお話をしたのであります、三項に書いてありますことは、要するに、結論的に申し上げますと、調査の上で実質課税をやつていくんだということが、私は三に書いてあります結論だといふふうに考へております。

伊東政府委員 個人が法人かという問題につきましては、どういふことになつたら法人経営かという先生の御質問でございますが、私、先ほど申し述べましたように、経営の実態として、農業経営をやつていくのが、これははっきり法人だといふやうなことで、使用収益に對する対価を払ひましたり、あるいは貸借料を払ひましたり、あるいは

伊東政府委員 申し合せの一、二、三項について、一、二で言つたことを三項で否定しているじゃないかという御質問でございますが、私どもがこれを解釈しておりますのは、一般論についてお話をしたのであります、三項に書いてありますことは、要するに、結論的に申し上げますと、調査の上で実質課税をやつていくんだということが、私は三に書いてあります結論だといふふうに考へております。

伊東政府委員 申し合せの一、二、三項について、一、二で言つたことを三項で否定しているじゃないかという御質問でございますが、私どもがこれを解釈しておりますのは、一般論についてお話をしたのであります、三項に書いてありますことは、要するに、結論的に申し上げますと、調査の上で実質課税をやつていくんだということが、私は三に書いてあります結論だといふふうに考へております。

これは農業法人に対する課税上の取扱いはなんであつて、一項、二項において基本がちゃんと確立されておるわけですから、その線に従つて解釈もし、かつまた実際の適用もやる、こういうことにならねば、三項というものを對してわれわれは疑問を持たざるを得ない。そこまで疑いたくないですよ。疑いたくないが、あなた方も慎重にやられる、国税庁も慎重にやられるとは思いますが、使用収益の場合、あるいは他の場合でも、所得は個人か法人かという一点に問題をしばつてきて判定されるということになります、一も二もあつてもなくてもどうでもいい、三項で問題は実態で片づけるんだ、こういうことになる。この問題が片づかない限り、私は何ほでもやりますよ。そんなばかな話はないとは思ふ。

○金子説明員 ちよつと誤解があると思ひますので私から申し上げますが、一項、二項、これは一般論を書いておられますけれども、従来ともすれば国税庁の立場が法人を否認しておるようになり、商法上有効にできなかった法人につきましては法人自体は否認しておりませんといふことは申しております。そういう意味から、法人自体は有効にできております。それで、普通の場合でございまして、あるいは正当な所得権者に所得が帰属するといふように考えるのが普通だといふことを言つてゐるわけですね。第三段におきまして、しかしよく内容を調べてみて、その所得が、形式的な所得者じゃなくて、別個の人格に所得が帰属しておるとい

うような場合におきましては、その別個の所得者に所得が帰属しているんだといふことで課税してもやむを得ない、こういう三段論法でこれを書いてございします。今申しました実際に所得者がだれに帰属しておるかによつて課税の問題を考へるということとは、これは所得税法にも法人税法にも規定がございします、その規定によつてここに書いておられます三項を書き上げられた次第でございします。御了承願ひます。

○足鹿委員 了承できないですね。これは毎日新聞の地方版なんですが、「農業法人税の適用、実質的経営に限る、国税庁通達、同族的なものはダメ」という見出しで、全国各地の国税局に通達した文章の内容と考えられる事項が引用してある。すなわち、「法人が有効に設立され実質上も法人形態で事業が営まれていれば法人税を課することを認めるが、現在の農業法人の大部分は一戸一人の同族的なもので、農地を使用収益する権利が個人にある、実態は依然として個人経営なので所得税を課することが適当だ」というたつてあるのです。そういう解釈をお出しになつたのですか。

○金子説明員 通達は、先ほど申し上げましたように、この申し合せ事項を、一昨日でございしたか、とりあえず出してございします。それで、どういふ要件が備われば法人か、どういふ要件が備わらなければ個人かというように判定の問題は、これはやはり事実問題でございまして、一律的には、先ほど来から申上げておられますように、なかなかきめつけかねるのでございします。やはりこれは第一線の税務署

長にまかす以外に私はいたし方がなかりと思ひます。また、従来もきょうなことでやつて参つております。所得税法の二条の二にその規定があるわけでございますが、この運用につきましては、こまかい判断の基準はこうだといふより、これは通達では全然書いておりません。この問題につきましても、全体として法人はでき上つておるが、やはり経営は個人であるといふ場合におきましては、その第一線の税務署長の判断によりまして個人課税をしていかざるを得ないんじゃないかといふふうに考へてゐる次第でございします。

○足鹿委員 要するに、判断の基礎が、農地の使用収益の権利が個人にあるのか法人にあるのかということが中心になつておるようでありまして、結局、法人といふものが適法に設立登記がなされて実質上有効に設立をされておる場合はその設立を否定することができないと第一の大前提でございするわけでしょう。そうすると、許可がなければいかぬのかどうか。実体がすでにでき上つておるわけですが、実体が優先するのか公課が優先するのかというところになります。第一項において、法人自体が設立登記を完了して有効に設立されておるから、使用収益は当然法人に行つておるのじゃないですか。それも許可があるかないかの問題です。そんなばかなことはないですよ。

○亀岡政府委員 私の先ほど使用収益によつてきまると申ししたのは、足鹿委員のお話しになつてゐる効力の問題と実態の問題、こゝ分れるわけであ

りまして、私の使用収益と申し上げたのは、効力のことを言つておるわけではなく、法人が実態上それを使用収益するかどうか、または個人が使用収益しておるかといふことを申し上げておるもので、法人がどういふ効力がなから個人が使用収益しておるといふふうに結びつけて申し上げたわけではないのであります。その点は一つ御了承願ひたいと思ひます。

○足鹿委員 第一部長の御答弁は純粋で、私はいいと思ひます。法律解釈はあまり実務にかかわりなしに率直に淡々として解釈すべきものだと思ひます。あなた方税金をとるから、とられまいと申して、こゝろがどういふにすぐ問題を開展させて考へられる傾向があるから、私が指摘しますように、設立登記がなされればそれは効力をもち、その使用収益をする権利が個人にあるのかないかといふことは、農地法上の一つの疑義があるので一つの問題があるものであつて、実体はすでにできておるのです。そうじゃないですか。法人が有効に設立登記を完了して有効に発足している場合は、ちゃんとでき、実体はもうすでに動いておる。国税庁はその実体をなお否定しようといふのですか。そんなばかなことはない。

○金子説明員 かりに町の法人でございしても、看板だけの法人もございします。看板だけかけておつても実態は個人でやつておるといふものもございします。それから、実体はもう十分備わつておるといふものもございします。そういう区別を課税にどう

いうふうに扱つていくかという問題でございまして、今亀岡部長から話が出ておりますように、そこら辺の点は、やはり実質的に判断して結論を出さなければならぬじゃないかと思ひます。私どもの課税の立場は、またおしかりを受けるかもしれないけれども、法律的な所有者に一応帰属すると思ひます。その原則でございしますが、ここにも出ておりますように、そうではなくて、別の第三者が所得を享受しておるといふような場合におきましては、その実際の所得の享受者に課税をするというのが実質課税の建前でございます。その辺の判断の問題が、やはり問題があるかと思ひますけれども、これは個別のケースについて具体的に判断を下していただく以外に手がない。法人が有効にできたからといって、所得はすべてその法人のものだ、こゝろがどういふに一律にきめるわけには課税法上は参らない、というのが、所得税法なら所得税法の三条の二の規定でございします。御了承願ひたいと思ひます。

○足鹿委員 これ以上論議をしまして、事務当局としてはお答えになる余地がなかりかと思ひます。これは一つ大蔵大臣なり農林大臣にもお越しを願つて、これはやはり法律解釈や事務上の問題というよりも、一つの政策上の問題にも関連があると思ひます。法はそのまゝ適用していく場合もありません、その周囲の背景なりいろいろな諸条件によつてはそれが緩和適用される場合も出てくるでございします。あなた方もすべてを法律一点張りでおやりになつておらぬ。鳥取県に広島国税局がおいでになつたときに、個人申告するならば加算税もこらえてや

る、それから、大体三十年くらいまでのものは適及課税はこらえてやる、だから今個人申告に切りかえろと言つて、執拗におやりになつておる。そのことのよしあしは別として、やはりその言たるや、法律そのものの一点張りではなくして、いい意味においても悪い意味においても、現地で弾力的な運用をしておられるのであつて、これは一つの農地政策なり税の執行上における政策遂行上の大きな政治問題にもなると思ふのです。また現になつておるのです。でありますから、委員長において、大蔵大臣なり農林大臣なりの御出席を願うようにお手配をお願いいたしたいと思ひます。

他にもまだいろいろと御質問があるやうでありますので、私もおしまひにしたいと思ふのですが、課税処理は農地法違反の問題とはつきり区別をして実質課税をやれといふことが、この間の大蔵委員会なり当委員会における私ども社会、自民両党の共通の意思なのであります。必要があればその共通の意思をちゃんと文章にまとめて明らかにしてもよろしいのですが、ここまで来れば、ただ事務担当者が事務上の解釈を最初からしまひまで同じ答弁をされておつては、私は片がつかぬと思ひます。ですから、これは両大臣においてを願ひたいと思ひますが、第一項でちゃんと明らかにしておるのですから、農地法違反の問題、すなわち、経営実態論でいきますならば、農地を使用収益する権利が個人か法人かといふことは農地法上の問題なんです。ですから、私が先ほど言ふように、法人が設立登記を完了して有効に発足をしておる場合は、許可が先か実態が先かとい

うことになつて、これは事務上で片がつくのです。それまで答弁を渡されたら、またいろいろな解釈をされなくて、これは明らかじゃないですか。それまでも否定される根拠は何ですか。一体何にもありやしないじゃないか。この協定といふは、取扱ひについて、両省の統一見解といふものは、結局、この一、二は、われわれ委員会や一般に對しての一つのカムフラージュで、内容はこれで行くんだ、つまり、三十一年分までは今まで法人成りで課税処理のついたものはこれを認め、三十二年以降については個人申告をせよといふ方針を指示したと、さつき金子さんは言われましたね。私もそのことは何つておりますが、そのことは、あなたの方の意図は、青色申告をやつた場合はそう大して変らぬのじゃないか、こつちの一方の含みを持つて、大体課税上はそう大した変りないやうになるんだ、その資料はかくかくだ、こつちの一方に基礎づけて、そしてこの本質問題を逃れさせようとしてるやうに私はとれるのです。

先ほど五十嵐君も言われたやうに、当委員会なりまた大蔵委員会等が重視し、世論もまたこれを非常に注目しておるといふのは、農業の近代化なり共同化の一つの方向を現わしておるやうなところにおいて、この問題を非常に重視しておるのではありません。これはもう、何回もお目にかかつて、公式にも私的によくお話し申し上げておる通りであります。これを繰り返さうとは思ひませんが、そういう点から見まして、今の農業法人といふのは青色申告程度のもので、だから青色申告に切りかえてやる、そうすれば税金上の問題

題はさう文句を言ひ筋合ひではなからうといふので、その資料もお示しになつておりました、白色の場合と青色の場合と、それから法人の場合、白色の場合とはこれはとても大へんな差が出てきますけれども、なるほど、青色の場合、三十二年の場合、は、法人なるがゆゑに軽く個人の青色なるがゆゑに重いという結果はあまり一、二だけ例外があるやうです。が、鳥取の場合で一つ例外があつて、これは専従控除を受ける者が少いといふことが原因のやうですが、大体五、六人程度の専従控除がある場合は大した変りはない。だからそれでいいじゃないかといふので、資料から見れば、それはさうなつておりますが、資料は資料として、実際に適用になるといふことは、これははなはだ残念なことですが、去年私が大蔵委員会を預かつておる場合も、税の執行上の問題で小委員会を設けられて、さうしてやかましく申し上げたやうに、経営の実態論でも都市の中小企業の同族会社、あるいは一商店一法人、一工場一法人といふやうなものに對してはびしびし追及をしておられるという陳情がたくさんあつた。私の郷里の方でも、農村を歩いてみると、農家が帳簿の記載を怠つておると、税務署がやつてきて、もう青色申告なんかやめて個人申告に切りかえろ、出したつてそんなものは認めぬ、こつちのやうに威嚇されると、ついで個人に切りかえてしまふ。今度の場合も、徳島の百六社のうち三社を残してあとは全部切りかえられておるといふことです。農民は言いたくても、結局やつてみてもお上りがさういふことをするならむだだと、骨のある連中以下

外はぞろぞろと一応個人申告をしてしまふ。こつちの過去の事例から見まして、あなたの方は、青色申告といふものは普及の段階は過ぎたのだ、これは整理をしていくのだといふ方針を従来とおつておられるやうですが、農業法人を契機として、さらに青色申告を親切丁寧懇切に納税義務者に対して新しく指導奨励して、少々欠陥があつてもこれに對しては親切に指導して、さうして納得納税、公平な納税、生活費に食い込まない税額の決定といふことに対して新しい決意と手段があるのですか。どうもわれわれが今まで受け取つておるところではさうではない。これはもう普及段階を過ぎて整理するのだといふので、青色申告自体に對してはあなたの方の優先は非常に強硬な態度をとつておられますが、長官もおいでになつておりませんが、大臣もおいでになつておりませんが、これは重大な問題です。何ほ資料を提供されました、現地に於ける場合は、とにかくそれがなかなか、こゝで論議をし、こゝであなた方が答弁されておるやうにならないです。さういふ一つの実情がある。いわゆる、農地法上の疑義問題について、一、二においてちゃんとけじめをつけた統一見解を発表しておきながら、その問題は青色申告でこつちのやうになるのだから、一つ整理に……。私は事を荒立てようとは思ひません。別に荒立てようとは思ひませんが、やはり、少くともこの三項の統一見解を実施していく場合について、その原則だけは、国会の統一された意思、当委員会の統一された線に従つてあなた方は善処されることが妥當だと思ひるので

これ以上あなたの方御答弁できないと言われるならば、直ちに大蔵大臣なり農林大臣において願つて、他の同僚委員とともにこの問題はもつとしっかりとたださなければ、これは解決がつかせせん。せつかつ今日までお互いが熱心に論議をし、日本の農政の大きな転換機の一つの曙光を与えておるこの問題に對する関心があればこそ、この税金問題を一応われわれは当面の十六日があるからやつておるのであります。さういふ点について、あなたの方の統一解釈に對して、実施上の事務屋としてはおもつてこれ以上言えぬといふことであるならば、石坂さんもおいでになつておられます、両大臣の御出席をあらためて要求いたしますので、御出席を願ひたいと思ひますが、いかがでしょう。

○金子説明員 ただいま御指摘のごさいます。青色申告の普及の問題でございしますが、現在、農業におきましては、五万近くの青色の農家ができております。私どもは、一般の中小企業と同様に、農業方面におきましては、帳簿をつける意思もある、あるいは能力もある、今後大いにやろつといふ方があれば、決してこれが普及することを抑制しようといふやうな気持を毛頭持つておりません。現実です。五、六万のものが青色としてできております。ただ、御承知のやうに、先生は今、相当青色申告の取り消しをやつておるじゃないかといふことですが、これは一般の中小企業の場合が多いのであります。青色申告につきましては、税法上大きな特典がございます。やはりさういふ特典がございます。ですから、何でもかんでも認めるというわけ

これは以上あなたの方御答弁できないと言われるならば、直ちに大蔵大臣なり農林大臣において願つて、他の同僚委員とともにこの問題はもつとしっかりとたださなければ、これは解決がつかせせん。せつかつ今日までお互いが熱心に論議をし、日本の農政の大きな転換機の一つの曙光を与えておるこの問題に對する関心があればこそ、この税金問題を一応われわれは当面の十六日があるからやつておるのであります。さういふ点について、あなたの方の統一解釈に對して、実施上の事務屋としてはおもつてこれ以上言えぬといふことであるならば、石坂さんもおいでになつておられます、両大臣の御出席をあらためて要求いたしますので、御出席を願ひたいと思ひますが、いかがでしょう。

○金子説明員 ただいま御指摘のごさいます。青色申告の普及の問題でございしますが、現在、農業におきましては、五万近くの青色の農家ができております。私どもは、一般の中小企業と同様に、農業方面におきましては、帳簿をつける意思もある、あるいは能力もある、今後大いにやろつといふ方があれば、決してこれが普及することを抑制しようといふやうな気持を毛頭持つておりません。現実です。五、六万のものが青色としてできております。ただ、御承知のやうに、先生は今、相当青色申告の取り消しをやつておるじゃないかといふことですが、これは一般の中小企業の場合が多いのであります。青色申告につきましては、税法上大きな特典がございます。やはりさういふ特典がございます。ですから、何でもかんでも認めるというわけ

には参りませんで、税法上の恩典だけにあずかるために、格好をつけるため帳簿をつけているというのがありまして、たまたまやめてもらわなければならぬ、そういう意味におきまして、ここ数年ある程度チェックをしておりますけれども、全体としてそういった制度が普及することにつきましては、私もどもで

きるだけの努力はいたして参つておるつもりでございますし、また、農林省におきましては、農業簿記の普及その他につきましては格段の努力をしておりますようにございまして、今後、青色申告の普及という点につきましては、また新しい見地から私も見直して参りたいというふうに考えております。

ただ、もう一つつけ加えて申し上げておきたいと存じますのは、御承知のように、企業課税の問題が新しく取り上げられることになりまして、やはり、結局、こういった法人ができました直接の動機は、法人、個人の課税のアンバランスという問題から発出した面が多いのだらうと思つてござい

ますが、法人、個人の課税のアンバランスをなくするために、あらためて企業の課税全般につきまして練り直そうというふうなことで、主税局の方でも本腰を入れて今度取り上げることになりましたので、そういった点から、だんだん税制面における制度としての法人、個人の課税のバランスがとれていくようになるのではないかと。私もども

できるだけ早くいい効果を実感するように努力して参りたいと思つております。その点を私つけ加えさせていただきたいと思つております。

○足鹿委員 先ほどからお聞きのように、ぐるぐる同じところをやつておる

のです。それで、まだ大臣がおいでになるまでに時間がかかるようでしたら、他の同僚委員もおられるようでしたら、一区切りつけて、大臣をお呼び願つて議事を進められるかどうかということ、一つ委員長において御審慮願いたいと思つております。

○大野(市)委員長代理 足鹿委員に申し上げますが、ちょうど永山委員が午前中発言を求めておられますから、それを先にさせていただいて、それから午前中の休憩に入りたいと存じます。そのあとで理事会でお諮りいたします。永山委員。

○永山委員 この統一見解の御発表は、われわれ農林委員会の方ではいつおやりになりましたのですか。私ちよつと他の委員会におりましたので、きょうが初めてなんでございますが、正式な統一見解の発表はきょうでございますか。

○金子説明員 この課税上の取扱いについての統一見解の発表は、一昨日大蔵委員会です。発表いたしました。○永山委員 その統一見解は農林委員会の方で求めておるのでござい

ますが、これを農林委員会に発表せずして、そしてわれわれは新聞で知つたわけですが、新聞へ先に発表して、あとから農林委員会へ発表されるというのでは、われわれやはりこの委員会をばなはだ無視されておるといふように考えられるのでございまして、この点に

関してはどうですか。○石坂政府委員 同様のことを先ほど足鹿委員からも指摘されて、申しわけない趣旨をお断わり申し上げました。この後は十分に注意いたしたいと思つて

○永山委員 新聞の十一日の発表では農業法人は認められた、こういうふうに全国へ報道しました。その次の発表は、農業法人扱いでは、国税庁の通達で、問題の百五十一法人、すなわち、徳島百五、北海道九、鳥取六、和歌山四件に対し、三十二年にさかのぼり十六日まで

に個人所得の申告を行ふよう勧告するといふことが全国の各国税局に通知されたといふように出ましたので、前日は農業法人は認められて実質課税になった、次は、百五十一法人、旧来すでに法人を認められておつたものでみなひつ

くするにやならぬ、こういうふうに出たもので、それから、もうわれわれ農林委員は全く權威を失ひ、議会の權威も失ひました。二カ月以上になつたので、しかも

手野郎一致してこの問題をやつておきながら、農林委員会では何らの意思発表もせず、どうして、しかもこの混乱する二つの全く相反する記事が出るに至つたかといふことで、われわれ

としては、非常に議会の權威を失墜し、われわれの職責が足らざるように国民から責めを負わねばならぬことで、遺憾にたえないのでござい

ます。この点に、あらためて当委員会です。これに対する対策を御研究を願ふことを委員長にこの場合要望をいたしておきたいと思つておりますが、しかし、この解釈が一日にして変るような新聞記事になつた原因はどこにあつたかといふこと

に努力せられておることはよく承知いたしております。しかるに、新聞発表の結果国会の威信を非常に失墜したといふ御意見であります。この点、永山君の主観的な御判断につきましては私から別に申し上げる筋合いでもないと思つて

おります。ただ、新聞発表であります。これは、私の聞くところによりまして、この統一見解ができました、大蔵、農林両事務当局から新聞に、ただいまお手元にある「農業法人

に対する税法上の取扱について」といふのを、これだけ発表いたしました。うであります。その後のことにつきましても、いかにございましょうか、私どもが答弁する筋合いでもないよう

であります。○永山委員 実際問題として、農林委員会です。非常に大きな問題として取り上げておるのだから、農林委員会の方へ一応こ

う統一見解であることを発表されて、そして各委員の意見を十分取り入れて、そしてさらに検討すべき余地があるものは取り入れていくといふことがほんとうの民主的な行き方であ

らう。そういうことをやらずに、ただ政府が統一見解をそのまゝ、いろいろ論議をされて意見を言つてい

る最中に、この委員会の意見を無視しておやりになるというところが、要するに権道政治であるとか権力政治であるとか、この点についてはわれわれはあらためて態度をきめるとしなければならぬのであります。私がお尋ねして

いることは、どういふわけで新聞記事になつたか。しかも、きょうの日経の論説では、中小企業者、零細業者の分は

一戸一法人を認める、しかし農民だけは認めないという、こういうところはまことに割り切れないが、そういう結論になつたというように、全くこの統一見解で発表された筋とは逆な結論のもとに「課税面から否認された農業法人」といふことで論議が出てお

ります。こゝろに、この統一見解よりは全然打ち消された、ただいま論議を聞きまして点でわれわれが承知をいたしておるようないわけの実質課税主義とは離れ、そして一戸一法人は

すべて一律に農業法人とは見ないといふ原則でやられたように、新聞その他も各所でそういうふうに決定づけられてきているのです。その原因は、お

そらく、国税庁からだれかが発表された言葉が、表面統一見解は実質課税をとつておるけれども事実は全部個人所得の申請をさせるのだといふやうなこ

—
—
—
—

昭和三十四年三月十三日

三

りますので、農地法の三条一項と所得税法の三条の二の規定というものは直接には関係してこないというふうに考へます。ただ、実質課税の判断をするときにその面を全然無視していいかどうかという点になります。これはやはり農地法違反があるかどうかという点が判断される要素になつてきますので、やはりそれは考慮の対象になつてくるだろうという考へでござい

ます。

○永山委員 直接には実質課税の原則とその会社の行為の違法性といふことが農地法違反といふものとは関係はない、ただ、それが、個々のケースで見ると、この調査をする場合は、そういうことは農地法違反になつてい

るのではないかと、これが観念的に考へられるということなのであります。その点をもう一度お聞きしたい。

○農林水産委員会 結局、所得税法の規定と農地法の規定というものは、これは行政庁が行為をします場合に根拠になる規定でありまして、もちろん、農地法の所管行政庁の判断、それから所得税法三条の二の規定を適用いたします。収税官庁の判断、ごういふものは一応別個に考へてもいいように考へます。しかし、固い意思としてそれが全然分離してしまふというところは、国の行政行為の統一という観点から見まして許されないのじゃないか。従つて、所得税法三条の二の規定によつて実質課税をいたすかどうかという点になりまして、やはりこれが農地法の適用をする場合の判断からいへば、この

味で先ほど申し上げたような次第でござい

ます。

○永山委員 その判断の観念的要素に入れるというところは考へられるので、実質課税の原則に農地法の違反を取り入れるというところはないとわれわれは考へておるのですが、もう一べんその点を伺いたい。

○農林水産委員会 もう少し具体的に

はつきり申し上げますと、ごういふことになるのじゃないかと思ひます。すなわち、所得税法三条の二の規定の適用がないとすると、その法人に課税するということが、農地法の規定に違反し

ておる行為があつた場合にその行為を認めることになるわけでありまして、従つてこれは農地法の違反があつたといふように認めざるを得ないのじゃないか、ごういふことが言えるようになってくると思ひます。従つて、この場合、所得税法の三条の二の判断をするとき

には、農地法の三条の規定を全然無視しては考へられない、ごういふことでござい

ます。

○永山委員 そこで、そうするとこれは農地法に違反しておるといふことが要素になるわけですね。違反しておるから実質課税は認められないといふことになるならば、一律に農業法人は認めないといふことにならざるを得ないのですが、これに対してはどうお考へ

ですか。

○農林水産委員会 今の御説は、農地法の三条の規定違反があるから、それはすなわち実質課税の原則を適用できないので、法人に課税すべきじゃないか、ごういふお尋ねですか。

○永山委員 そうです。

○農林水産委員会 これは非常に重大な問題でありまして、農地法違反といふことを収税官庁の側においては認めることになりまして、これは、果してその法人が農地法違反かどうかといふことの観点を見なければ結論を出すことは非常に危険じゃないか、ごういふふうに考へておられます。従つて、その場合に、農地法三条一項の違反といふことを収税官庁で認定するといふことは、軽々にはできない。同時に、農地法三条の規定違反かどうかといふことは、これはもちろん農地法の規定の解釈の問題でありまして、その判断については、その実質が違反かどうかという実態をやはり見なければならぬといふこと

で、これは効力の問題ももちろんあるでしようが、罰則がかかつておりましたので、その内容なり行為が果して違反になつておるかどうかが検討の問題になつてくると思ひます。

○永山委員 きわめて明瞭を欠くのでありますが、結局、これは、農地法の違反であるから実質課税は認められないといふことで一律に農業法人を否定するといふことにはならない、ごういふことに解釈していいですか。

○農林水産委員会 それはちやうど逆のようないふことじゃないかと思ひますが、農地法違反だから実質課税をするといふようなことは決して申し上げてないものでありまして、その法人に課税になるかどうかという点について、農地法違反かどうかといふことが非常にデリケートな問題だから、そこは十分検討しなければならぬのじゃないか、ごういふことを申し上げておるわけであり

ます。

○大野(市)委員長代理 永山委員に申し上げますが、もしまだ長ければ、午

後にまた再開の予定でもありますので、午後二時半に持ち越されたいかがです。か。いろいろ重要な問題もあるようです。から。

○永山委員 それでは、ちよつとだけ申し上げて……。

今の点はきわめて明瞭を欠いておられますが、はつきりいたしておる点は、実質課税の原則は、農地法違反であるからこれは適用できぬといふことで農業法人を一律に認めないといふことにはならない、ただ課税の際においていろいろ観念的なことが考へられるといふように、はつきりと一、二、三で言

われておるのでありますから、念のためにお聞き申し上げたわけでありまして、一応本委員の質問におきまして政府の統一見解ははつきりしておるのであります。要するに、農地法違反であるかないかといふことは関係なくして、農業法人の経理区分がはつきり分

れて法人に利益が享受されておる場合は法人だ、そうして法人税の扱いをする、逆に、法人の形であつても経理の実態が個人経営であるときにはやむを得ぬ、ごういふようにわれわれが申し上げました点が、われわれとしては今の答弁でははつきりしておると思ひます。本日の新聞記事の、一律に百五十一法人に対して三十二年度にさかのほつて十六日まで個人所得の申告を行うように勧告するといふような記事は、国税庁としては出したものではない、出先の署長で十分個々のケースによつて検討して課税をせしめるのだというように一応の意見の一致を見た点を私は指摘いたしまして、残余の質問は後刻に譲つて、終りたいと思ひます。

○大野(市)委員長代理 それでは、午

前中の会議はこの程度にとどめ、午後二時半より再開し、本問題に対する質疑を続行いたしますこととし、これにて休憩いたします。

午後一時二十四分休憩

午後二時五十七分再開

○松浦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

農業法人問題に対する質疑を続行いたします。足鹿委員。

○足鹿委員 午前中から「農業法人に対する課税上の取扱について」という先日出された農林、大蔵両省の統一見解について御質問を申し上げておりましたのでありますが、午前中の段階におきましては、事務当局に質問をしておりませんので、農林大臣、大蔵大臣に御出席を願つて、事務上の問題というよりも、むしろ政治的な政策的な面からきた問題に対する御処置をしていただきたいといふことになりまして、御出席を願つたわけでありまして、午前中の質疑を要約してみますと、た

だいま述べました「農業法人に対する課税上の取扱について」の中で、農地法違反なるがゆえにといふことで農業法人を否定はできないといふことが、一応この一項、二項で明らかにされたわけでありまして、問題は、三項におきまして、三項の末尾に「個人

人の同族的な法人であり、法人設立の形態をとつた後にも個人時代と農業経営の実態が変らないような場合には、所得税法上農業経営から生ずる所得は個人に帰属するものと認めて」、ごういふ字句がありまして、この問題をめ

そこで、許可があるかないかというよりも、まず実態が法人として整っており、まするならば、これは農業経営の実態が変つた、こうこの統一見解を解釈すべきものだと思ふわけです。当然そうだと思うのです。そうすると、三十一年までを一応認めて三十二年からは認めないという取扱ひは、今大臣が御説明になりましたからこれ以上くどく申し上げることはどうかと思ひますけれども、その点をめぐつて同じ意見を長時間交換しておつた。どうしてもこれは、国税上の重要な問題として、国務大臣の立場において両大臣の協議によつて政策的な政治上の判断に基いて事務当局に対して一つの方向を示してもらわなければならぬ、私どもはとうい氣持になつたわけです。その辺は十分にくみ取つていただきまして、十六日も近いわけでありますから、ぜひ強力にこの問題を処理解決していただきたいと思ひます。

課税上の取扱ひについては、そういうことで、一応さらに大臣の大蔵大臣との話し合いにわれわれは期待することといたしまして、そこで、問題は、農地法上の問題について、農林省の解釈も基本的な腹がきまつておりませんが、どうもあまり突つ込んだ質問をしてしても明確に出ない。といつて、課税上の問題だけでわれわれはこれを取

近代化なり共同化を促進していく法的な措置を講じてもらわねばならぬと思うわけですが、その法律上の措置は、農業法人、現行の税法上に基づくものでいくのがよいのか、あるいはまた別個な特殊法人を設けてその育成に当るのか、それとも農地法自体を改正して

いくのか、いろいろな場合があると思うのですが、現在われわれの考えとしては、農地法及びこれに基く農業関係の諸法律は、その原則は変えないが、しかし、農業生産の共同化や農業経営の近代的な合理化を促進し得るような法的措置を別に講じていきたい、こういう考え方に立つておるわけですね。現在まで非公式にいろいろ農林当局からも構想を聞き、いろいろと研究をしておられる状況も若干聞いてはおりますけれども、大臣として当面この問題に御善処願うということになりますと、農林省としても、この農地法上の問題に疑義はあるが、これは適法な他の措置によつて、あるいは法そのものの改正等によつて抵触しないような措置を早急にとるんだ、こういう腹をきめられるときめられぬことによつては、この税法上の取扱の措置を進めるに非常な重要な問題が出てくると思う。何でもほかふりということとで、まあ税金だけということでは、なかなか話が進みかねると思います。あまり短兵急に、農地法を変えたいとか、別のものではないかというとか、現在の税法でいつてそれに必要な他の法律改正をやらばいいんだというように、われわれも一がいにくうだという考えには立つておらぬ。その点について、農林大臣としては、この問題を通じて、あるいは従来の農政の推移、農業状況の変化、あるいは他産業との不均衡、これをどうするかという一つの農政上の大きな転機が来てるわけであつて、独占禁止法の緩和すらも考えられ、輸出入取引法の改正によつて事実上カルテル独占行為が認められるような法の提案も一面におい

て起きておる。他産業においては、すでに資本主義が一つの高度の独占の段階、生産の制限等を初めとする独占の段階にまでおる。農地改革によつてますます零細化していく、これをこのままの姿で日本の農政を進めようとしたとしても、それは非常に困難であるというところは、これは政党的いかに聞かずとも大きな対策上の見解の相違はないと思う。何とかここに近代化の風を当て、合理化を推進していくかなければならぬ。そういう点について、農地法そのものを見ましても、農業に精通し得る者という規定でありまして、別にそれは個人に限定されておらぬと解せば解せられないこともない。会社であつても悪いことはない、こういうふうな解釈すればできぬこともないわけでありまして、根本が自作農主義でありまして、その自作農主義もすでにいろいろな矛盾にぶち当たつておるわけですから、当然ここに何らかの新しい近代化の風を当てていく一つの措置というものの必要性は、どういふ形をとるかということとはまた別個の問題として、当然大臣もお考えになつておられることだと思います。この問題に対する課税上の処理をされていくと同時に、一方において、省内にあつて事務当局に対して現在どのような指示を与えられ、また今後方針を打ち出されようとするか、その辺を一つ大まかでもよろしいので伺いたたいのです。

○三浦国務大臣 第一に、農地の零細化の問題ですが、これは二つの面があると思うのです。一つは、経済上の事由から零細になる。もう一つは、日本の相続制度、法制上の帰結点として零細化される。というのは、御承知の通り、分割相続をとつておりますから、このままに推移しますと所有権の上に零細化になっていくことは当然でございますから、経済的な面と法律の制度の面の二つの面から零細化になつてく、そういうことにならうと思つておる。そこで、私は、将来の農地のあり方につきまして、この均分相続の分割制度によつていく結果、農地がだんだん分化していくわけですが、この事態はいかにしようか、これは日本の農政に非常に大きな影響があると思つておる。現に、他の面につきましても、たとえば村持ちの共有的な山林原野、こういうふうなものも随所にあつた、これが相続によりまして持ち分が法的に分けられる。ところが、その整理がつかないために、非常に管理経営上の維持に困つておる面も実はすでに出ておるのであります。あわせてこれらの問題を考える場合に、現行の分割相続の制度の上において何らかの考え方を持つてこななければならぬ、こう考えるわけですね。

それから、さらに、経済面によつて分けられることは御承知の通り。これは、半面におきましては、今足利君が御指摘になりました通り、近代的な経営の面においてこれを改組していくというところ、こういうことにならうと思つておる。今の法人成りのことは、もう御承知の通り、いわば経営の合理化もありまして、主たる動機は、やはり課税の面において有利なことにする、それによつて経済的に非常に有利なことにするということが最大の動機ではないかと思われまして、その他、生産性を高めるとか、そういうような点もありまして、法人成りの課税と個人の課税が非常に違ひますから、そこでその勢いが助長されているのじやないかと思つておる。この面におきましての共同経営なりあるいは共同化というものは、これはどうしても、御指摘になつた通り、この情勢に應じなければならぬ、こう思つておるわけですね。われわれは、むしろこれを、課税の面よりも、もつと能率的なものに経営をし得ること、それから、同時に、それによつて生産性を高め、それがひいては利得する農家の収入を高めるといふ方向にこれは考えていくべきであらうと思つておる。

しからば、現在とつておるところの法人の形態でございまして、いろいろな特殊法人もございまして、基本的な法人の類型としては、社団法人、財団法人の民法という公益法人の形態、それから、会社法によつて象徴される法人でございまして、なかならず農業法人は有限責任会社の形態をとつておる。これは端的に申し上げますと商法上の法人でございまして、それうした場合には、農業を営むこともそれは商法の法人になり得るかも知れませんが、けれども、本質的にはさういふもの、力の結集によつて経済力を強めていくというものが本質でございまして、農業者のごとき、果してこれがいいかどうか、相当の疑問があると思つておる。のみならず、その法人の経営の場合には、商法上の規定としましては、貸借対照表を作り、財産目録を作り、さらに商業帳簿を日々記載しなければならぬ、こういうようなことがございまして、これらは農業の経営の場合には果して適するかどうか。これらのことを考えます場合に、どうしてもこれではさういふ。そうします場合には、共同経営を進めるなりあるいは事業の共同化の促進を意味する、これらの法人の形態は必ずしも適正じやない、こう考えるわけでありまして、そうしますと、次に残された問題は、現在許されてある農業協同組合の形態による一つの共同化の問題もありまして、それから、その方面の方々は、これによつて近代的な農業の推進をいたしたいという意見さえあります。これとて、しかし、生産手段等で共同してやる場合に、果して現行の協同組合制度自体がよろしいかどうかというところにもわかに結論がつかぬと思つておる。

ば、先ほど、家団のごとき、こう申しました、家団制度のごときものが想定されるというならばこの道を邁進、さらにまた、これと並んで、農業の近代化、さらにまた共同化等を進める意味におきまして特殊な法人を作るならば、今申し上げたような諸般の問題が、ありますから、十分に検討して次の段階に備えるべきです。これは、しかし、ただ単に観念的に考えておつただけじゃいけませんから、農林省としましては、検討を加えて参りたい、こう考えます。

それから、同時に、農地制度と、自作農主義をとつております農地法との関連でございますが、これは、現在、御承知の通り、許可によつては移転を認めております。しかし、それは、みずから耕作する者に所有を与えるという自作農主義を中心にしてこれはやつておる。これを、時の事情によつてほとんど許可をする、これを反復するといふことになりまして、相当にこれは制度自体がくずれるわけでございます。しかも、それを反復する、あまねくこれをを行うということになりますと、従来の自作農制度を堅持すると申しましても、これは形態が變つてくるわけでございますので、これにつきましてはさらに厳格な検討を加えなければいけません。簡単に申すならば、イー・ジー・ゴーングでもつてこれを法人成りに所有を許すということとは、わが国の農政上からいふところではならぬ制度じゃないかと思ふのであります。しかし、前段に申し上げましたような合理的な諸制度を生み、同時にまた組織なり機構なりが考えられる場合には、これに調和した新

しい改正といふことは第二段の問題として考えるべきじゃないか、こう思うのでございしますが、今大観して申し上げるならば、そういうような方向でこの問題を理解し、推進し、検討して参りたい、こういうふうに考えております。

○足鹿委員 大體構想の一端を伺つたわけでありまして、もう少し内容的に入つていきまして、農地法ができるまでにあつた法人といふものはすでに認めておる。そして、しかも、その法人には保有面積の限度内であるならば権利取得拡大も認めておるわけですね。ここには問題がない、そうして農地法上の疑義といふことが一面に出てくるといふことは、實際問題として農林省も困つておられると思ふのです。また、最近聞くところによると、徳島県あたりでは、その内容がはつきりしないですが、農地法の面積の制限内の法人の賃借権を許可したのか、あるいはその制限外になるものに対しては許可したのか、その内容がよくわかりませんが、新聞によると許可したと言つておる。農林省にはそういう情報が入つておるかどうか知りません。われわれは新聞で知つたわけなんです、これらの点についても各地に具体的な動きが農地法とのからみにおいて起きておるわけですね。これは一日もゆるがせにすることはできないと思ふのです。そういうような当面しておる問題もあわせて考えて、一応、その農地法の解決について、学者とかあるいは経験者、そういう人々の意見を徴し、時間が許せば当委員会でやつてもよいと思ふのですが、農林省もつとスピードを出して研究を

されないと、たとえば、その面積の制限内で法人の賃借権を許可した委員会が出てきた、あるいはその制限以上の面積の賃借権に対しては許可をしたといふことになると、困つた困つたではございせんか。それに対しては的確な措置をやらなければならぬ。この暫定措置を一応考えておるのも、時間には切りががあります。六十日の期日が過ぎれば法律上もそれが認められる結果になるわけでありまして、一方また、知事は、再議に付するのだとか、あるいはそれに従わなければ取り消し命令を出すのだとかいうようなことで、農林省も困つておられるでしょうが、地方の連中はより以上困るわけです。私は必ずしもその問題について直ちに右か左かここで答弁しなさいとは言いませんが、少くとも現実にそういう問題が起きており、また各地にそういうことが起きる可能性が強いと判断せざるを得ない。従つて、今までのこの問題に対する農林大臣の構想は今一応公開したわけでありまして、農林省としてはどういふふうな検討を加えていくか。今言われたようないろいろな行き方があつたわけですが、それについてはいつかは農地法の改正で思ひ切つてやらなければならぬと来るでしょうが、そうではなくして、農地法の原則を變えないで、もつと共同化推進の法的措置とでもいいますか、たとえば、一戸一法人ではなくして、二戸以上のそういうものが出てくる。これは、共同経営の効果についてはいろいろ見方がある。法人になつたつて大した実益がないという意見を従来農林省が発表されたことも聞いておりますが、しかし、実益がないことはない。必ずしも

法人にしろなくても、部分的な共同作業とか、営農を共同化していく面は現にもうやつておるわけですから、別に法を作るということになりますと、今の農業近代化なり経営規模を拡大していくといふことが一番根本になると私は思ふ。経営規模を拡大せずして問題を解決しようとしても、これは成り立たない。問題は、経営規模を拡大して、そうして土地条件を整備していくとか、あるいは機械力を導入するとか、いろいろの営農技術に対しても新しい手段を取り入れていくとかいふふうにして、労働の生産性といふものが高まらなければいけません。その基礎はやはり営農規模の拡大といふことになる。そうすると、零細農家すなわち数戸以上の者が共同して経営規模を拡大し、共同化を通じて近代化に向つていく、そういうものに対して、やりたければやつておれといふことではないかと思ふ。従来の農林省の指導方針も、共同化については、共同化という奨励方針ではないかもしれないが、なるべく大規模な土地改良事業も土地改良法によつてやはり推進強化されておりますし、そのものを否定しておるのではない。ですから、当然、ここに大きな農政の転機にあつて、経営規模をますます拡大していくためにはどういふ措置等を考へていくか。たとえば、一戸一法人という場合は、私どもはその面においてはあまり大きな効果をもたらさぬと思ふ。やはり、二以上のものが寄つて、そこに法人成りを考えていく、そういうことの方が本筋であらうと思ふわけです。そういう点につきまして、大臣が御無理であれば、当面の責任者である農地局長としては、今の大臣の答弁をよくお聞きになつておつたわけ

すから、それをもあわせて考えて、どういふふうに進めたいか、これによつてするか、一つ御見解を明らかにしていただきたいと思ひます。

○伊東政府委員 答へいたします。今足鹿先生がおつしやいましたように、現行の農地法が法人を全部否定して反對解釈をすれば、三町歩未満のものは取得できるのではないか。法律上は法人を全部否定したという形にはなつておりません。ただし、これは、大體自家労働力を中心にした個人的な自作農主義といふものです。それが法律の大きな基本精神になつておることは御承知の通りだと思ひます。それで、先ほど、徳島等の例をあげられて、どうなつておるかといふお話でございしますが、これは実は私の方でも聞いたりしたもので、実は今県にどういふようなことがあつたのか照会いたしておりますが、まだ返事は参つておらぬやうなわけでございます。それから、今先生がおつしやいましたやうな、いろいろ考えられる場合に、共同化して経営規模を拡大していくといふことが本筋ではないかといふお話でございしますが、この点は、私も、最近の農業技術の進歩というものは、これは従来と違ひいうことで経営の規模を拡大していくことが多くなつてきた技術の進歩といふことが多くなつてきておる。そういう面から参りますと、やはり、法人化といふよりも、あるいは共同化といふよりも、これは組合形態の法人であらうと思ひますが、いずれもねらいはやはりそういう経営の合理化をはかつていくといふことがその場合のねらいだらうと思ひます。それで、私どもの方とい

れなければならぬ。その必要はもう起
きておるわけだ。これはいつまでも
目を閉じているわけにもいきません
し、これには来年度の予算を待たずし
て具体的な育成上の何らかの必要な措
置をお考えになる必要が私はあると思
うのですが、どうでしょうか。

○伊東政府委員 今の御質問でござい
ますが、先生おっしゃいますように、
経営規模を拡大していくために必要な
作業の共同化でありますとかあるいは
施設の共同利用という形が一つ考えら
れます。もう一つは、現行の経営規模
の範囲内でも、たとえば動力噴霧機で
ありますとか、あるいは耕耘機という
ようなものを、一戸々々が買ったので
は経営の負担が過重になるということ
で、現在の規模の範囲内においても、
それを合理化していくためにそういう
施設を共同で購入するという形。二つ
考えられると思います。二つとも、今
先生のおっしゃいましたような作業の
共同化といえますか施設の共同利用と
いうようなことは、これは農林省とし
まして当然考えていい考え方でござ
いまして、共同施設なり何なりとし
て、これは経済局の担当ではございま
すが、私の私見を述べれば、そういう
ものにつきますとも共同施設として何
とか育成をしていく、そういうことは
当然やっているものだろうというふう
に考えております。

○足鹿委員 経済局長がおいでになつ
ておりませんから、伊東さんからはそ
れ以上の御答弁は無理だろうと思うの
ですが、これはもう必要に迫られてお
るのです。今までの部分的な営農の共
同化ではなくて、いわゆるある程度の農
地をお互いが出し合つて、そうして、た

たとえば埼玉県の鶴ヶ島における酪農の
共同化の問題は、牛の飼育管理に堪能
な者はこれを担当する、耕作技術に堪
能な者はこれを担当する、それから、
ほかの乳業資本やその他の折衝にた
けておる者はこれを担当するというよ
うな、今までの共同化の問題よりもぐ
んと進んでおるのです。むしろ、現在
問題になっておる農業法人化問題より
も一歩進んだ型が出ておる。ところが
が、これには法人化問題は事実上は起
きておらないのです。そこでは法人化
して課税上の問題ということには全然
タッチしておらぬのです。その人た
ち、農民の要求は、現在自分たちがや
つていこうという計画実施に必要な営農
資金の面とか、それに伴ういろいろな
資金融通が中心です。畜舎の改善をし
ようとしてもその資金に困る、といつ
て協同組合は貸してくれぬ、制度金融
の方へ頼んでもその資格がないといふ
ような、中ぶらりんな立場にあつて苦
慮しておるわけです。そういう状態が
各地に起きておるということをよくお
考えになつて、大蔵大臣と折衝される
場合においても、ただその税金をのが
れようといつたふうなもののみが考え
られたり——現在問題になつておるの
はそういうふうな考えられがちであり
ますが、決してそういうものではない。
農業法人化よりもっと進んだ、段階
を越えた新しい共同化の線が現実にな
まれているわけでありますが、ただそ
こには法人化問題がないというだけ
のことでありまして、これは大蔵省関
係がおられるならば十分これらのこと
は聞いていただいて、そうして、折衝
の、一つの背景といえますが、それが、
そういうものの上に立つた、決して税

金を免れようというふうなことだけで
共同化の問題は起きておらぬので、法
人化だけが今問題になつておるのでは
ないといふことははっきり資料的にも
示して、そうしてこの当面の問題を処
理されることが私は必要ではないかと
思ふのです。これについては御答弁は
要りません。

そこで、もう一つ、この共同化の問
題で、新しく農業における特殊法人法
とでも言ひましようか、仮称の農業生
産協同組合法というような立法を措置
した場合は想定した場合に、現在の協
同組合との関係が一つある。現在の協
同組合は、市町村合併が大体において
一応行われ、市町村の区域が拡大され
た中であつて、少いところでも五つな
いし六つの組合、多いところになりま
す。十数個の農業協同組合がその中に
まだ依然として残つておる。これは、
その簡単に、町村合併の場合、経済行
為をしておりますから、経営内容に
よつて、これを一律に合併していくと
いうことは困難でしょう。が、しかし、
その合併を可能ならしめていくような
条件を整えていくことが必要だと思
ふ。これは、町村協同の再建整備法の存続拡
大、また、もつと新しいこの赤字農協
に対するところの政府の何らかの措置
を講じて、そうして条件をなすべく一
致せしめる。その政策がまずとれな
ければならぬと思ふのです。そして、も
しかり数年の後に協同組合が大きな
形として、市町村区域を区域とするか
あるいはそれを適当な区分をするかは
別として、協同組合の合併が行われ
た場合に、今の特殊法人法に基いてい
くか何でいくかは知りませんが一つの

農民の共同化問題が法の保護を受ける
ような措置ができたと思ふと、この
協同組合との関連ということが私は必
ず問題になつてくると思ふのです。こ
れは経済局長においでいただいたと思
ふ別な機会に詳しく御質問したいと思
ひますし、意見も述べたいと思ひます
が、農林大臣、その問題は、共済組合
はほとんど合併をやらせてしまつて、
そうして農協はそのまま放置してあ
る、それと、今度二以上の法人組織を認
める場合、協同組合との関連というこ
とが起きて参ります。また、現在、先
ほど私が事例を述べました任意組合で
も、現在の協同組合の資金融通の上
においていろいろ難色がある。そうい
うような点を考えますと、今後の問題
であります。共同化を促進していく
法的措置といふものを講ずる場合に
は、現行の農業協同組合法との関係と
いうことが一つ大きな問題として出て
くると思ふのです。これによつて、農
業協同組合は、従来生産活動に対して
あまり手をつけておらなかつたもの
が、これとどうも組み合わせになりま
すれば従来の欠陥を補うことができる
と思ふのです。これは所管局長におい
でになります。大臣の構想として
は何かこれらの点についても検討を命
じておられるのであります。どう
ですか。その辺を一つ伺つておきたい
と思ひます。

○三浦国務大臣 町村合併に伴います
農協の整理統合の問題でございませ
んが、実は、自然発生的に出ました町村で
すら統合の場合にいろいろな問題があ
ります。これは御承知の通りです。従
いまして、足鹿君の御指摘のように、農

協はことに農村における経済面に非常
に密接な関係を持つておりますので、
ただこれを一律に強制的に統合するこ
ういふことは容易にすべからざることは
申すまでもございませぬ。しかしなが
ら、同時に、新市町村の合併に伴いま
して、農村方面の経済活動の中心に
なつておる農協の整理統合というこ
とは、これに即応して考えなければなら
ぬことは当然であります。従いまし
て、現在この方面につきましてもいろ
いろな要望も参りますので、すでに経済
局にその対処方を調査させておるので
ございませぬが、何らかの方途を求め
て、合理的にしかも円滑に、この農協
方面が発達しながらこれに即応するよ
うな体制に導いていきたいという所存
でございませぬ。

○足鹿委員 他の同僚委員からも質問
があるそうですから、私は最後に委員
長にお願ひしたいのですが、きょう決
議でもするとかいふふうにして、大臣
折衝に少しも役立たしめるのはいか
か、——あるいは大蔵大臣に次の機会
に御出席を願うということにします
と、もう十六日過ぎちゃ。それで、
きょうは農林大臣だけ御出席を願つた
わけですが、委員会の運営について、
どうせあしたはできませんし、あさつ
ては日曜日でしょう。そうすると、も
う十六日の確定申告までには、きょう
がおそらく最後になるのじゃないかと
思ふのです。それで、最終の定例日中
に、その結果いかんを問わず、農業法
人デーを作つていただいて、できれば
この問題に対して学識経験者等の意見
を求めるような機会を一つ作つたらど
うかということですが、それから、今後
もまだ課税をめぐつていろいろな問題

が起きてくると思いますし、農林省の研究と並行して国会の面においても研究をしていくために、適当であるかどうかは存じませんが、当委員会に農業法人小委員会とでもいいですか、その内容は、課税上の問題もあるし、今の共同化の問題もありますが、そういう小委員会を設けることの可否等について、早急に理事会等において善処していただきたい。決議の問題と、小委員会の設置の問題、それから、参考人等と呼んでこの問題の一応のけじめをつける問題、以上三つの問題を一応委員長に建言をしておきます。御善処あらんことを希望いたします。

○松浦委員長 御希望の点については、散会後理事会を開いて、それぞれ善処したいと思っております。また、税の問題については、予約減税の問題もございますから、理事会でよくきめたいと思います。

○五十嵐委員 関連質問。

実は、午前中直税部長にいろいろ質疑をいたしました。が、どうしてもつきりしないし、はつきりしない。そこで、農林大臣に一言お尋ねをしたい。お尋ねというよりは、むしろもう一押し御配慮願いたいと思います。

実に、あなたの非常な御配慮で、
 にもかくにも大きく前進をいたしまし
 て、「農業法人に対する課税上の取扱に
 ついて」、こういう農林、大蔵両省の統
 一見解にまで持ってきてもらったわけ
 であります。その通りなら何も問題は
 ないと思うのですよ。ところが、午前中
 の質疑で、どうもこれが行ったり来た
 り行ったり来たり、内容が何としても
 はつきりしない。そこで、この統一見解
 をこう理解しているのです。この両省

の見解で明らかになつた点は、第一点は、課税上の取扱ひにおいて農地法との関連を断ち切つたことだと思ふのであります。そうして、この第三項に、「法律上効力を生じない行為であつても、その行為に因り実質的に所得を享受する者がある場合には、税法上その者の所得に対して課税すべきである」と書いてある。そうすると、これはとにかく農地法というものはつきり一線を画しているわけだと思ふのです。そうすると、第二点は、当然と

これは実質課税の原則で課税をするのだ
ということになると思います。そう
いうことになりますと、つまり、こう
いうことだと思ふのです。昭和三十
一年までの農業法人への課税を法人課税
として認めておつた当時とちつとも変
りがない。現に、大臣御承知と思いま
すが、鳥取県等においても、長いもの
は五年間もちゃんと農業法人課税とし
てそういう取扱いをやつておつたもの
が、三十二年からストップになつた。
そのストップになつたということ、
法人申告を認めないということ。それ

は結局言うまでもなしに農地法の違反であるからということで認めないのである。それが、今度この統一見解で農地法との関連を一応断ち切つたということであれば、これは何も疑義があるはずはないと思うのです。しかるにもかかわらず、何といつても認めない。これも御承知と思うのですが、現在はこの法人に対して個人申告をするようにということ、財務当局はかならず強く大きな圧力をかけておる。これは法人ももちろん納得をしないし、全国の農民は何といつたつて了承納得ができないと思うのです。ですから、

こういふことであなたは御心配になつてこの統一見解というものまでおまとめ下さつたんだから、これをもう一押し押して下されば、何もめんどろなことがらかることはどう考えたつてあるべきはずがないと思う。実際そうなんです。午前中幾ら押し問答したつて、それきり出ない。これは、大臣、ここまで来たのですから、もう一押ししていただいて、あなたのお力によつてぜひこれも押し切つてもらいたい、こう思うのです。

○三浦國務大臣　私の方としましては、ここまで持つてきたことは、先ほど足鹿君のお尋ねに対して答えた通り、二押しも三押しもいたしたのであります。ただ、何しろ、本人たちの方が午前中に呼ばれてあなた方の御質疑に対して一向どうもらちのあかない答弁をしたということは、実は私は理解できないのでございますが、私は、大蔵大臣等にはつづさにその事情を申し上げて、皆さんの御趣旨の通りによく伝達もするし、また努力もいたしたます。

○松浦委員長 永山君。
○永山委員 大臣に特に御考慮を願わなければならぬことは、この農業法人問題は、大體現行税制に対する農家の自衛措置として起つた面もございますけれども、基本的には、農地法の隘路でありますところの零細農の転落を防止して、そして経営の近代化、合理化と農業生産の向上をはからんとする農家みずからの創意と努力の現われでございませう。語をかえて言いますと、農地法の隘路は、均分相続その他によつて零細農に転落しているわけです。この隘路を農民みずからの力で打開して

人を認めれば、不耕作地主を作るようになる、あるいは統制小作料の問題にひつかかるとか、土地の兼併が行われれるとかいふような、農業法人を認めることによつて一見非常に大きな問題があるように伝えられておるのでございますけれども、それらのものは、これを生産の共同関係を中心にする特殊法人として、農業委員会並びに府県知事及び農林大臣が許可の際に十分しほつていき、さらに監督をして、年一回農業

委員会へ報告して、その間の情勢を明らかにする、さらに、その際において、不耕作地主になるような場合においては、いわゆる組合員並びに会社員の異動がある場合においては、不耕作地主にならぬように許可をとる、そして土地の兼併にならぬように監督をする、すなわち、土地の兼併にならぬようにすることについて、トラクター一台でやれる範囲、十町歩以上はこれを許さない、個人は三町歩であるが、これは十町歩以上は許さないというふうにすれば、土地の

兼併を押えることができるし、不耕作地主にならぬようにすることもできる、さらに、統制小作料にかからないようにすることも、これはもう許可、監督、さらにそれによつて聞かないものには解散命令をするというような工合に、生産共同を中心にする特殊法人のようなものに持つていけば、その心配は除去される、しかも農地法の隘路を是正する、そして農地法の自作農主義の方針をどこまでも堅持していく方途が考えられる、そして総合農協との競合を排除していくという道が開かれておるように今考へられておるのであり

ます。ことに、農村の青年及び婦人が旧来の封建的家族労働から解放され、最も近代的な農業生産を希望を保持して推進することができるといふように考えられるし、また生産性の向上も考えられるといふように、今日農村においては非常な勢いでこの農業法人に關して期待と希望と明るさを持つて立ち上つておるのです。この点を十分御考慮を願うという点と、そういう事態であるから、この農業法人の芽はをを税の問題でつみ取る、しかも国税庁

の出先關係が不当にやつたことを農林委員會でカバーさすというよりなことに陥らないように、国税庁のやつた点の非は非で認めて、——非をおおつために、あらゆる議論を歪曲して、所得税法の第三条の二であるところの実質課税の本質まで歪曲して農地法にひつかけていくというよりなことにならうとすることは、われわれ非常に遺憾でございます。この点に対しては、幸い、農林当局も大蔵当局もあるいは内閣法制局においても意見統一をいたしましたので、農業法人の法人課税は認めるとい

ことがはつきりしているのです。そして実質課税でいくのだということはこの文書ではつきりしております。しかるに、なお国税庁の出先關係が、旧來の行きがかりにとらわれて、自分らの体面のために、どこまでも実質的にこの法人を押えていこう——これが非常な希望によつてどんどん伸びていくという状態を見て、税の収入に一大影響を及ぼすという考え方で、これを無理に実質的に押えていこう、原則は認めなければども、自分らの行政的処置でもつて、將來法人ができないように、芽ばえをつんでいこうという意圖が今なお

現われておる。午前中の不明朗は、この原則を認めながら、実際は行政的処置によつて個人課税にして、三十二年から全部取り上げて、将来農業法人を認めさせぬようにしようという考え方が非常に強く現われておるのでございすから、どこまでも三者の統一解釈されましたこの方針を歪曲することなくして、正しい課税をやつて、中小商業者のいわゆる同族法人課税と同じように公平な処置をするように、大臣の方で大蔵大臣へ申し入れて、その処置を誤らぬようにしていただかねばならぬという考えでございすが、大臣の所見を承りたいのでございす。

○三浦國務大臣 過般当委員会の御要請もあつたので、この課税上の取扱いについて大蔵省にも申し入れて、そしてある程度の調整をするということになつてきたのでございす。それで、今度の三月十日の申し合せによりまして、従来大蔵省の見解は、かりに法人成りができておつても農地法の違反がある場合にはそれは認めない、こういうことをとつておつた。ところが、これは理論的には間違つておるといふことだらうと思ふ。従つて、農林省は、その点を強く主張しまして、法人の経営は、たとい盗んできたものであろうが、あるいは違法があつたにせよ、實際経営してやつてきてその実績収入があるものならば、法人としてあるものならば当然それは法人税の課税の対象になるべきであつて、農地法違反等の問題があるというので法人の活動を否定するわけに参らぬだらう、こういう主張をしたのでございす。同時にまた、農地法の問題につきましても、実は法規に予想されておらぬ混

合契約的な面もありましようし、分析してみます場合にはこれはそう一律にはきめかねる問題が多々ある、こういうようなことでございすから、その点を強く主張しまして、国税庁もその点は認めたわけにございす。そして、第三段には、法人として経営がちゃんとしている場合、すなわち、商業帳簿を作るとか、あるいは貸借対照表を作るとか、それから損益計算書を作る、同時にまた日々の経理等も明らかにしている、こういうことであれば、それは法人の課税をする。ただ、どんな勘定でも従来個人経営と変りないようにするならば、これはどうも法人という形式をとつておつても実際は個人の経理であるからして個人の課税をするというのではやむを得ないだらうというところが第三項で書かれておるわけにございす。しかるところ、午前中のいろいろの御議論の結果、その点はなおつきりしなかつたということ、私もそれを聞いておりませんのでございすから事情はわかりませぬけれども、ただ、先ほど足鹿委員のお尋ねにもありました通り、三十一年度までのところは法人課税とし、同様なことがあつても三十二年度からはそれはとりやめなんだということとは不当だ、こういう御指摘でございす。私も、どうも今まで聞いたところでは、三十一年度分まではよくて三十二年度からは同じケースであつていけないということ、首肯できませぬ。同時にまた、皆様の御意向がさうなことでございすので、先ほど足鹿委員にもお答えし、五十嵐委員に対しましてもお答えしました通り、この事情は両省取りきめのようにこれを正しく課税するようにということ、は、きよりまた機会がございすので、大蔵大臣にはとくと進言いたしまして、そして皆様の趣旨が通るようになれるだけの努力をいたしたい、こういうふうに考えます。

○松浦委員長 小澤君。

○小澤(貞)委員 大体今永山さんに対する大臣の答弁で農林省の考え方はわかりましたが、一点だけ確認しておきたいと思ひます。

法人が有効に登記によつて成立しておる、そうすると、法人に対して法人課税を課すべきか個人課税を課すべきかは、当該法人が有効に成立している場合には、農地法の許可の有無にかかわらず、いわゆる実質課税の原則で課税をする、こういうふうに農林大臣はこれを確認している、それでよろしゅうございすか。

○三浦國務大臣 農林省当局の考え方はその通りでございす。

○小澤(貞)委員 しかば、その実質課税の原則とは、ただいま大臣の答弁せられたように、商工業者と同様に、たとへば、帳簿とか、貸借対照表とか、損益計算書とか、月給をちゃんと払つておるとか、こういう実態が法人となつておれば、これは農地法と関係なく完全に断ち切つて当然法人課税とする、こういうような場合に解釈してよろしゅうございすか。

○三浦國務大臣 われわれもそう考えております。

○小澤(貞)委員 それでは、農林省の考え方はけつこうですか、直税部長にお尋ねいたしたいと思ひます。ただいま大臣の答弁で、直税部長も聞いておられたと思ひますが、直税部長として

もそういう解釈でよろしゅうございすか。

○金子説明員 私途中から参りましてなにごとでございすが、御指摘になりましたのは、法人として有効に成立しておるという場合においては、あとは、実質的にだれの所得に帰属しておるかという判定をいたします場合におきまして、帳簿が有効に家計と企業の会計と判然と区別されているというふうな状態になれば法人課税をするか、こういう御質問だと思ひます。

が、これは、けさほど来申しますように、普通の場合にはそういうことにならうかと思ひますが、やはり実質に於てなにおこまかく見まして、帳簿上、経理上の整理はそれでいておるけれども、やはり個人に所得が實際帰属しているような場合がございす。こういう場合は、中小の企業におきましても、たくさんある例ではございせんが、やはり個人課税をしておるような事実もございすので、個々の具体的ケースにつきまして判定して課税をするというふうなことになるうかと思ひます。

○小澤(貞)委員 続いて直税部長にお尋ねいたします。その個人に所得が帰するかどうかということについて、農地法の許可云々ということとは審査の対象という判定の対象になりませんか、そこを明確にして下さい。

○金子説明員 この問題も、先般来申しておりましたように、この第三項で言つております許可の場合におきましては、その使用、収益の権利は依然として農地の所有者に帰属するものと考

えられるということが第一段でございす。

ます。しかし、なおかつ実質的に別の人格のものが所得を享受しておるような事実がございしましたならば、そのものに課税をするというのが後段で述べておるわけにございまして、その具体的な例をいたしまして、同族的な法人であつて法人設立の形態をとつておりましても個人形態と変らないような場合には、この経営の実態が個人時代と變つてゐるか変らないかという判定は実は非常にむずかしい問題でございまして、これはどういふ条件があれ

ばいいだらうと一律的に形式的には私どもちよつときめかねる問題でございすので、午前中にも申し上げましたように、個々のケースにつきまして第一線の署長に判定をゆだねざるを得ないのではないかというふうに考えております。

○小澤(貞)委員 そのものずばりに答えていただきたいのです。有効に法人ができた、その法人に対しては個人課税をするか法人課税をするかというところは、農地法の許可のいかんにかかわらず実質課税の原則でやる、ことまではいいですね。そこはいいと思ふ。大臣もそう言つておられます。そこで、その商工業者と同じように実態が法人となつていけば当然これは法人課税ができる、こう言つただけけれども、どうも個人に所得が帰しておるのか法人に所得が帰しておるのかというその判定、ここが一番大事なところだ。その判定につきまして農地法の介入する余地は法的にも何もないと思ふ。それをどうしても部長は農地法のことを云々するが、そこに持つてくると、また全然農林大臣の見解と違つてくる。これ

け加えておる通りに聞いております。それで、その点は実態判断とあわせてやつておるといふふうに承知いたしております。

○小澤(真)委員 「あります。」と切つてあります。一つ切つてあつて、第二段に持つてきて実態のことを持つてきています。だから、途中の説明の中へ農地法の問題を入れる必要がないというのにこだわるのはそこなんです。こういうふうに、棄却通知にも、農地法違反であります、第二の理由としては実態が整っていない云々ということでありまして、だから、実態を一生懸命整えればそれでいいか、端的に言えばそういうことです。損益計算書ですか、月給を払つた明細書ですか、貸借対照表ですか、帳簿ですか、ちゃんと法人と同じように整えさせればそれでいいかどうかというのを私は尋ねておる。こういう棄却通知にも農地法違反ということを通じて、もう一つの理由として実態的なことをあとにつけてある。途中にこういう説明をしているから、先ほどの直税部長の説明でも、農地法というものを途中に入れたいたしたくない。はつきり切つちやつてもらいたい。そういうことが言明できますか。

○金子説明員 ただいまのは、おそろく、先ほど私が申しましたような、前段の、形式的な所有権がだれに帰属するかという問題を表に第一段の理由として出したわけだろと思ひますが、これはこの第三項にもはつきり言つておられますように、実態判断の場合の一つの要素として、課税という問題を考えるときに全然無視する必要はないんじゃないかというふうには考えてお

りますが、その実態判断の点につきましては、先ほど来るの申し上げておられますように、今後におきましてその点の判断につきまして慎重を期するようには税務署にも十分注意いたしたいというふうには考えております。

○小澤(真)委員 だから、さっきのくだわつたわずかのところなんです、その農地法上の法的なことは、参考程度ならどうか知りませんが、参考程度ではないということにははつきりいいますね。所得がだれに帰するかは、農地法上の問題は判定の要素ではない……。

○金子説明員 くだいようでございませうけれども、それは、私ども、何と申しますか、形式的に、あなたの申し出に対して理由がありませんと言ふときは、いろいろな理由をたくさん並べます。その場合の理由の一つというふうにお考えいただいたいんじゃないかというふうには考えております。結局は、私は今、最後の事実判断の問題が中心にならうかというふうには考えております。

○小澤(真)委員 どうもその答弁ははつきりわからないです。私の見解ではだめならだめ、そういうことをイエスカノーかで答弁してもらいたい。イエスカノーか、それならはつきりすると思う。ほかに第三の道があるかどうか知りませんが、イエスカノーかで答弁してくれればいいのです。農地法上の許可認可というものが個人所得に帰するかどうかの判定の一つの要素になるのかならないのかということ

です。○金子説明員 お答え申し上げますが、今問題になっております再調査の

請求に対するあるいは審査の請求に対する却下の理由でございませうけれども、これは今後の問題とひつかかる問題でございませうので、おそろく、税務署といたしましては、大事をとりましたいろいろな理由を並べておる、その理由の一つとして取り上げたというふうには私は考えます。

○小澤(真)委員 ちやうど大臣も帰らずにいられつたようですが、大臣のさっきの解釈とは見解が違ふのですが、大臣の解釈はどうですか。どうも直税部長の答弁の中には農地法がからまつておつて、大臣がああいうような工合に言明されても、税金を取り立てる方は農地法がからんできて重要な要素になつて、大臣のさつき言われたことと違ふ、こういうことになるが……。

○三浦國務大臣 私は、この文章をすなおに見て、先ほど、われわれの了解はさうである……。国税の方の關係につきましても、三十一年度までは認めると三十二年からはだめだということはないでございませうから、これは大蔵大臣にもよく反省を強く要望をするというところであります。

○小澤(真)委員 大臣もそう言つておるのですが、大臣の言つておる通りに、直税部長、よろしいと、こう言えは、これで質問は終了です。どうもさっきのところでくだわるから、くだいようなんです、そうなんです。それで見解統一ができておるのですか。大臣がそう言つておるのに、直税部長は何ですか。私の質問に対してはばりその通りですと答えていただいたらそれでよかつたものを、どうもあすこにくだわるものだから、農地法がからまつ

てきてしまつていけない。大臣に今聞けば、そうじゃないとおつしやる。

○松浦委員長 答弁あります。

○金子説明員 今までの答弁と同じでございませう。

○永山委員 議事進行。

この点に關して、せつかく農林大臣も大蔵大臣との話し合いを申し出られると言つておられますので、大蔵大臣と十分話し合はれて、本委員会へ大蔵大臣との統一見解を発表してもらいたい。同時にまた、大蔵大臣直接の言葉を聞きたいと思ひますので、大蔵大臣も出席してそのことを発表してもらふようにお願いいたします。

○金子説明員 先ほどの御質問でございませうが、これはたしか昨年問題でございませうので、当時といたしましては、やはり私の申し上げましたような議論をやつておりましたので、さういつた考え方でできております点を一つ御了承いただきたいと思ひます。それから、審査の請求というやうな問題は、今後訴訟にいかれても当然一応理由として明確にできるやうなものを技術上やはり考えてやつておりますので、私は、やはり、税務署の書いておられますやうな理屈を並べることは、これは仕事の性質上やむを得ないじゃないかというふうには考えております。繰り返して申し上げますが、まだ統一見解の発表前の審査の決定の事実でございまして、今申しましたやうなことで書いたわけではございませんので、御了承いただきたいと思ひます。今後におきましては、表現のことにつきましては十分気をつけて参りたいと思ひます。

○松浦委員長 暫時休憩いたします。

午後四時五十分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕

〔参照〕

農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法案(内閣提出第一七九号)に關する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十四年三月二十日印刷

昭和三十四年三月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局